

## 「凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方」についての意見募集の結果

標記の意見募集（平成21年5月12日から同年6月11日まで実施）に対しては、341件の意見が寄せられた。

本資料は、寄せられた意見の中から、公訴時効の在り方に関する部分を引用し、主要な論点ごとに整理したものである。

なお、意見内容を引用するに当たっては、誤字と思われる字を修正した上、適宜要約するなどした。

また、①意見内容の整理に当たっては、一通の中に複数の意見が示されている場合には、それぞれの意見を論点ごとに別個に取り上げ、②共通する意見について、独自の理由が示されている場合には、理由も併せて掲げている。

### 1 公訴時効制度の改正の必要性等

#### 【必要があるとの意見】

- ①刑事訴訟法において、被害者や遺族の刑事裁判における地位が準当事者として扱われるようになったことを踏まえると、犯罪被害者遺族の意見を十分に反映させる必要がある。国民感情からしても、犯人であることが明白にもかかわらず、公訴時効の経過により、処罰が不可能になるという事態は、素直な法感情からは納得のいくものではない。②科学技術が発達し、歳月が経過しても、DNA型鑑定などにより、犯人かどうかの同定が高確率で可能である場合があることに照らすと、検察官が公判を維持することも困難とは言えないだろう。③軽微な犯罪について、被害者が時の経過とともに処罰感情が薄らいでいくことは十分にあり得る。しかし、およそ人の生命を奪う犯罪について言えば、遺族や近親者にとっては幾ら歳月が経過しようとも、処罰感情が薄らいでいくことはありえないのではないか。被害が回復不能なものであるからこそ、犯人が国家によって処罰されなければ、気持ちの行き場がないのが実際ではないだろうか。実際は、過失犯だとしても、遺族にとってはどのような死を迎えたのか、本当に過失だったのか等、犯人でなければ知り得ない事実を裁判で明らかにしてほしいと望むことは十分に考えられる。④重大犯罪、特に故意犯の犯人について、事実上の状態が継続したことを保護する必要がある、処罰することの必要を上回るとは到底思えない。幾ら、被害者に対する謝意、悔悟、改しゅんの思いを持っていようとも、そのような逃げ得を断固として許さないという社会の厳しい在り方が国民の大多数の望むものだと思う。⑤捜査資源は有限であり、公訴時効が撤廃され、年々解決できない事件が積み重なって

いけば、それだけ多くの捜査資源が配分されなければならない。これを、税金投入の面からのみ考えれば、このような捜査資源に多くの予算を充てることについて、国民の理解は得られやすいと思う。社会の安全、安心は、国民にとって一番身近でかつ切実な課題であり、捜査機関が事件から幾年たとうとも粘り強く捜査しているという安心感に対する対価は、容易に支払われると思う。以上から、公訴時効制度の改正は必要である。

- 以前は「おん念」「極貧」などやむにやまれない事件に至る動機があつての犯罪が多かったと思うが、最近の事件動向について、動機が単純であるにもかかわらず凶悪化・無差別化の度を越しており、何よりも凶悪犯罪の抑止のため、DNA鑑定など科学的捜査の進展があり、捜査も人海戦術の時代ではなくなってきており、年月の経過を理由とする時効の趣旨が関係なくなってきているため、凶悪・重大犯罪の公訴時効について今までの制度を改めるべきである。
- 犯罪を犯しても逃げ切れれば許されるという時効制度は、凶悪犯罪には適用すべきではない。
- 時効後出てきて無罪とは虫が良すぎる。犯罪がなくなるようになってもらいたいため、時効を見直してほしい。
- 犯罪には厳しく対処してほしいので、公訴時効見直しには賛成である。
- 時の経過による証拠の散逸の点については、証拠物品や証言等について、裁判所がその内容を確認し保存することができるような制度を作るべき。被告人側の証拠が逮捕されるまで保存されないのは時効をどの程度の期間にしようが存在するもので、程度の問題である。
- 証拠の散逸については、証拠能力が不十分であれば『疑わしきは被告人の利益に』の原則により、無罪となるため、必ずしも被告人の防御が成り立たないというわけではなく、裁判で判断すれば足りるものとする。また、科学技術の進歩により、同一の証拠であっても、発生当時より詳細な分析が可能となることも考えられるため、時間の経過と証拠能力の陳腐化が必ずしも比例するとは言いきれない。また、処罰感情の希薄化については、被害者の処罰感情が時とともに希薄化するとは必ずしもいえず、場合によっては時の経過とともに処罰感情が強まる可能性もある。この点については事件ごとに異なるため、処罰感情を直接の原因として時効の有無を考えるべきではないと考えるが、あえて、触れるのであれば、時効により、被告人がいつか罪に問われない日が来ると思い日常生活を送るのと、そうでないのとでは被害者親族の応報感情にも違いが出ると思われる。刑法はある一面では被害者の応報感情も満たすものでなければならない。でなけ

れば、被害者親族による二次的な犯罪を誘発し、社会的な危険を増幅しかねない。しかし、それよりも問題なのは回復不可能の法益侵害に対して、時効を認めるべきかどうかというところにあると思われる。刑法が国民の社会安定性を考えて規定されているものである以上、回復不可能な法益侵害に対しては厳しく対応するべきである。事実状態の尊重については、回復可能な法益侵害に対しては時間の経過とともに法益が一定程度回復され、それにより、侵害された法益と事実上の状態の均衡を取り、時効の成立を認めても問題はないが、回復不可能な法益侵害に対しては事実上の状態よりも法益侵害の方が重大であるため、法益の保護に重きをおくべきである。このように、回復不可能な法益侵害については、公訴時効を設けるべきではなく、改正を行って見直すべきである。

- 時の経過とともに、被害者を含め社会一般の処罰感情等が希薄化することなどないに等しく、重大犯罪であればあるほどそうである。
  - ・ 犯罪者が新たに犯罪を起こさないとは限らず、犯罪者を放置したままでは安心・安全な日本を維持できない。また、海外から見れば、時効制度がある日本は犯罪がしやすいと犯罪組織から思われるのではないか。現に海外国籍者の重犯罪が増えているように思う。
- 証拠が散逸して裁判が難しくなるということはあるが、自分が被害者の関係者になったら、周囲は忘れても、自分はいつまでも忘れる事はできないと思うし、時間の経過は、被害者には残酷なものとして作用するので、それならば、時効廃止の点だけでも被害者の味方になってあげたい。凶悪犯罪が増えている現時点では必要な措置だと思う。
- 証拠の散逸によるえん罪発生の危ぐはあり、捜査態勢等の見直しは必要だと思うが、社会一般のものはともかく、被害者等の処罰感情が希薄化することはなく、事実状態が継続していることを尊重しても犯罪に対する抑止力はなく、重大事犯ではこのような考慮は不要であるので、公訴時効制度は改正すべきである。
- 公訴時効期間を延長するだけでは問題を先送りにするだけで、また何年かすると廃止や更なる延長を求める声が少なからず上がってくる。
- 平成16年に公訴時効の改正を行っていることをもって今回の見直しを見送る理由にはならない。25年としたことで被害者感情が和らぐことを期待するのは本末転倒であり、今の技術で可能な限り刑罰を犯罪者に科すことが被害者に報いる唯一の方法である。
- 証拠が散逸することは官憲の自堕落な行為によるものであり、時の経過により被害者感情が希薄化することなどは、官憲の勝手な御都合主義の推

論であり、犯罪後犯人が処罰されることなく生活することを尊重することについては、事件によって被害者遺族の悲しみ苦しみが生涯消えないのに、犯罪者の生活を保障・尊重するというのは、官憲の甚だしい無知・思い上がりであって、公訴時効の趣旨そのものが、当時の官憲の思い上がりによる策定である。

- DNA型鑑定など捜査技術の進展により時間経過に関係しない有効な証拠が得られるなど、証拠の散逸は問題ではないこと、時が経過しても被害者等の処罰感情が希薄するなどの考えについて確証はなく、関係者以外の勝手な思い込みにすぎないともいえ、被害者の意見を重視すべきこと、犯罪者は永遠にその罪から逃れられないと覚悟することが、犯罪者への有効な罰となること（犯人が処罰されることなく日時が経過した状況を尊重することはできない。）などからして、時効制度の趣旨がもはや妥当しておらず、公訴時効制度を改正すべき。
- 人の証言等があいまいになり、証拠が散逸するとしても、そのことが、重大事件について、裁判をしなくてよい理由になるとは思えない。また、社会の処罰感情などに左右されることなく、平等・公平に裁判を行うべきであるし、平等・公平に裁判を行うべき利益に比べれば、犯人の事実状態を尊重すべきとは思われない。
- 過去に時効が設定された時代と比較して、証拠の収集方法等の技術が格段に進化しており、現行の時効制度は、現状の捜査方法や起訴可能性とかなり離れていると考えられるので、公訴時効制度の再考が必要である。
- 公訴時効制度の趣旨については、証拠の散逸があってもこれにより公判を維持できるか否かは個々の事例ごとに判断されるべきであり、公判が維持できなくなるまでの期間を一律に決めるのはおかしい上、被害者の処罰感情も同様に一律に（希薄化が）決められるものではなく、公訴時効制度の証拠の散逸や処罰感情の希薄化は全く誤っている。処罰されない状態が長く続いていることは尊重されるべきだが、犯罪事実がなくなったわけではないことも尊重すべきであり、その点は、減刑などで対応すべき。
- 時の経過に伴う証人の記憶の希薄化に基づく公判維持の困難さは検察側・弁護側ともに存在し、公平であり、時効を維持する理由にはならない。
- 現在の最長の公訴時効期間である25年でも長く犯人を取り逃がす可能性は低いといえるが、25年の期間が経過した場合には、時効の停止事由に該当しない限り、その後犯人を見つけ出しても処罰できないのは、凶悪犯に関する限り、社会の処罰感情を充足することはできず、不合理である。被害者の遺族からすれば、犯人が、時効完成前は捜査機関にいつ見つかる

かとおびえた生活をしたのに、いったん時効が完成するとこのようなおびえた生活から解放されて安穩とした生活を送ることができるようになるのは、やはり納得できないだろう。

- 現在の公訴時効制度が、犯罪者があらゆる手段を講じて逃げおおすこと（犯罪者をかきまひ続けること）が有利であり、犯罪者が自分の犯した過ちを真しに受け止め自首する機会を奪っているということが問題である。番人であるはずの法律が犯罪者の逃亡を助長していることになり、法律の公平性の点でも問題があり、公訴時効制度には重大な欠陥があると言わざるを得ない。
- 重大事犯に対して刑事罰が軽いことから再犯が多くなっているため、時効をなくすことにより、犯人に刑罰から逃避しようという意図があれば、生涯においてしょく罪すべきことを明らかにすべきであり、また、科学捜査の進歩により、証拠の散逸も避けられるし、被害者の心情も時の経過によって変化があるとは思えないので、公訴時効を犯人により厳しくする方向での検討が必要である。
- 犯罪を犯しても一定期間逃げおおせば処罰できない（逃げ得）という点に大変違和感を感じる。
  - ・ 現代社会は、直接仕返しをすることは許されず、国が代わって国民から、付託を得て犯罪を処理するのであり、この点からも公訴時効があるとその付託の責務から逃げたことになると思う。そもそも日本の現状は犯罪者にやさしく、被害者をないがしろにしている。法務省は、マスコミに代表される、いわゆる有識者と呼ばれる一部の人間の意見にあぐらをかいて、手を抜いていると言えなくもない。犯罪を犯した者はたとえ拘束されなくとも、一生その責めを負うべきである。また、一生びくびくした人生を送りその生涯を終わるまで逃げ続ければ良い。犯罪を犯した者の当然の報いである。逮捕されるか否かの面だけではないことが見落とされている。
  - ・ 奪われた命は返ってこない。
- 政治テロや、言論・表現の自由を侵しあるいは阻害させようというような犯罪は、放置すれば国家の行く末に重大な過ちを引き起こすことになりかねないので、時効を廃止すべきであり、現在の時効制度を改正する必要は認められる。
- 前回の改正のときからは、一般的に「時の経過」が持つ意味が変容していると思う。言い換えれば、人が社会の中で生きる「時」というものの進行が速くなっていることである。我が国の国民が健康維持に様々な工夫を

し、加齢→老化のプロセスそのものがゆっくりとなって、長寿命化していることから来ている。「時」の意識リズムが遅延していくのである。当然、人々の生活行動のスピードがひと昔より速く進めば、同じ時間幅を考える際、すべての事柄はこれまでより長い時間幅で考えていく必要があると思う。したがって、重大犯罪において、犯人が処罰されることなく日時が経過することに対しても、同様に感覚的に長めに考えていかねばならないはずである。

- 平成16年の改正も単に期間を延長したに過ぎず、根本的な問題を解決したのではなく、誤った法律でも改正から日が浅ければ変えなくてよいなどという形式的な論議は不自然であって、改正からの期間が浅いことは再改正しない理由にはならず、必要であればいつでも改正する姿勢が必要と思う。
- 前回の改定から時間がたっていないからというのは議論として不条理であり、DNA型鑑定技術にしても、その他の科学的な鑑識技術にしても、あるいはIT技術にしても急激な進歩を果たしていることを踏まえると、むしろ「前回の改正からもはや5年もたった。」と考えるのが妥当ではないか。
- 前回の改正で、公訴時効期間が15年から25年に延長されたが、段階的に時効を撤廃するためのステップであると考え、延長した結果やはり延長ではなく撤廃がふさわしいのではないかと再考する必要が出てきたと考えるべきである。
- 確かに、数年を経ずして再度、同種の改正（時効期間の再延長）を行うことは、法的安定性を欠くとのそしりを免れないかもしれないが、過去数年間で、ちまたの凶悪犯罪は一層エスカレートし、他方、司法の世界では裁判員制度がスタートし、検察官以外の一般市民が検察審査会の議を経た後、弁護士を通じて起訴することが可能になるなど、司法をとりまく環境は大きく変化した。また、たとえ公訴時効制度の廃止が決定したとしても、平成22年度から直ちにという訳にはいかず、法改正から施行まで含めて2、3年の準備期間を要するであろう。次回の改正内容が、単に時効期間の再延長ではないことと併せ考えれば、「平成16年の改正の直後での見直しは時期尚早」との意見は当たらない。凶悪犯罪の撲滅は、世界中の悲願であり、「安全な国」を売りにしてきたわが国の評価を再び取り戻し、諸外国に誇れる安全な国造り政策は喫緊の課題である。
- 法律はその時代においてベストと考えられるものにすべき。
- 先進国の何か国かは既に時効が撤廃されているのに、我が国が見直しを

しないのはおかしい。

- 現段階で改正すべき（理由なし）。

【必要がないとの意見】

- 公訴時効制度については、①被害者等の処罰要求が時の経過によって必ずしも減弱するものでないとしても、社会の処罰要求は、通常の場合、時の経過とともに減弱するし、行為者も行為時から肉体的精神的変化をしているものであり、これに対して同様の刑罰を科すのが有用かつ適切かについては議論があり得る上、時の経過により行為者の周りには様々な社会的な関係が積み重なっており、長年にわたって訴追・処罰されなかった場合に行為者の周囲の者の利益を保護する必要が出てくる、②DNA型鑑定等科学鑑定の進展により、時が経過しても、鑑定資料と被告人の同一性判断はできるようになったが、一方当事者である捜査機関がこれらを実施する現状においては、この過程が適切に行われているか検証不可能であり、この点は時が経過すれば更に検証のしようがなくなる上、科学鑑定は、飽くまで部分的な証明に役立つのみで犯罪事実全体を証明できるものではなく、その他の部分は証言や過去に作成した証拠書類に基づいて立証することになり、その点に関する被告人の防御（調書の真実性吟味、アリバイ等の反対証拠の探索等）には多大の困難を伴う、③無実の者が捜査機関から一定の嫌疑をかけられ、処分保留のまま一生訴追される危険から解放されないというのは余りに酷である、など制度を存続する合理的理由が認められ、このような合理性を前提とすれば、犯人が明らかになったのに処罰し得ない事態が生ずるとしても、必罰主義を廃する法理（違法収集証拠排除論、公訴権濫用論等）は他にもあること等をも考慮すれば、やむを得ないというべきである。
- 公訴時効制度の趣旨のうち、処罰感情の希薄化や、事実状態の尊重は現在の状況を見れば、妥当しないかもしれないが、証拠が散逸すれば正しい裁判を行うことが著しく困難になり、被疑者、被告人に不利な裁判が行われる可能性が高くなる。公訴を提起する検察側には犯罪を証明する手段たる証拠は検察庁などに保管されている限り存在するが、被告人に有利な証拠（アリバイ証人、正当防衛、被害者の落ち度等）というものは時間がたてばたつほどなくなってしまい、えん罪を生み出す可能性がある。「10人の真犯人を逃すとも、一人のむこ（無罪の人）を罰することなかれ」という言葉があるが、これを守るためにも、不当に国民に有罪判決を宣告しないためにも、時効制度は必要である。
- 時効などの論議で金をかけるなら、無尽蔵に監視カメラを設置した方が

凶悪・重大犯罪の犯罪抑止の面から効果的かつ簡潔ではないか（監視カメラ反対を叫ぶ人は得てして時効撤廃を訴えるようなイメージがある。）。  
神髄は犯罪を犯させないことである。

- 捜査機関が綿密な科学捜査を積み上げ、迅速に犯人の発見、逮捕、公訴という刑事司法の本来の在り方が追求できるような現行法制の運用，そのための予算措置を図るべきである。公訴時効期間を延長するよりも、「逃げ得」とならないような科学捜査を十分に行えるようにすることと，被害を契機に生じている被害者の生活を中心とした様々な困難への社会的なサポートを充実することが先決である。
- 未解決事件の被害者等に対する施策として必要なのは，公訴時効の廃止ではなく，警察の捜査能力の向上や，できる限りの捜査状況等の情報開示，その他公訴時効完成時の遺族らに特別の補償制度を設けるなどの経済的・精神的な支援に関する具体的な施策や措置である。
- 公訴時効制度延長の是非を判断する際には，「時効延長によって得られる利益」，すなわち延長による事件解決の可能性と，「時効延長によって失われる利益」，未解決事件について捜査資源を配分することにより，発生直後の事件に振り向けられる捜査資源が減少することで全体の事件解決率が減少することとを定量的に比較する必要がある。被害者等にとっても，捜査を継続してもらうこと自体が利益ではなく，時効が延長した結果として事件が解決して初めて，時効延長の真の利益が得られると考える。それゆえ，この真の利益が得られる確率を評価することなしに，時効延長を性急に導入することは，本当の意味での被害者救済にはならない。「公訴時効の完成数」を基に考えると，平成9年から同19年までに殺人・放火・強盗・強姦の犯罪で時効が完成したものは合計1928件。殺人だけに絞っても533件であるのに対し，公訴時効完成後に犯人が判明した事件は3件にすぎない。殺人だけに絞った場合，0.5パーセントにすぎず，データのばらつきを考えた統計処理を行っても解決確率は最小で0.2パーセント，最大で0.9パーセントと極めて低い値になる。もちろん，時効制度が延長された場合の解決確率と比較すると既に時効を迎えた事件の解決確率は若干大きくなるが，既に殺人などについて公訴時効が25年に延びていることを考え合わせても，これ以上時効を延長しても事件の解決確率が大きく改善することは望めない。後者について，殺人事件自体の検挙率は96.5パーセント(平成19年犯罪白書)と高い値になっている。もちろん検挙率の数字は「特定の年に検挙された件数」÷「特定の年に認知された件数」であり，分子には「その年より前に認知され，特定の年に検

挙された事件」も含まれているから、若干のずれはあるが、発生直後の事件については、検挙率は相当高い値になっていると見なせるだろう。直後ではこのような高率だったものが、時効完成前後では1パーセントを下回ってしまうというデータは、事件発生後時間がたつにつれ、解決確率は急速に減少することを示唆している。それゆえ、「時効延長によって失われる利益」が、「時効延長によって得られる利益」を上回ってしまう可能性はかなり高いと考えられる。自分自身が公訴時効が完成した殺人事件の被害者遺族であることから考えると、仮に加害者が検挙され、なおかつ極刑を下されても、被害者の苦しみは残ると思う。つまり、被害者の苦しみを和らげることと、刑罰を下すこととは質が異なる問題なのである。上記のような定量的評価なしにいたずらに公訴時効のみを延長することは、結果的に誰の利益にもならない。よって、公訴時効制度を改正する必要はないと思う。

- 高齢化社会のもとで、被害関係者の人生も長くなっていて事件との付き合いが当然と長くなる。これを当然として受け入れられる被害関係者もいるであろうし、加害者が判明しないことで大変なストレスを抱え込んで長期間生活することになることを可とできる人と、社会制度としての「時効の完成」でもって理不尽な犯罪の発生と被害についてなにがしかのけじめをつけようとする人も存在する。どちらがよいとか悪いというものではなく、双方ともに人の自然な動きと言える。このような選択の一つである「忘却」とか「けじめ」などの選択を国家として許さないことにつながる公訴期間の延長論は、人間存在の基本を失念したものと言わざるを得ない。「けじめ」「忘却」等の選択をしないで被害の問題を永遠に追求することは、個人としての選択として残されねばならないし、個人として大切な権利である。逆に「けじめ」「忘却」等の選択をすることも、同様に個人の選択として残されねばならない。
- 示されているような改正の必要性はない。現在の殺人罪の時効は25年とのことだが、それほど短くなく、十分に長いと思う。公訴時効を延ばすことについて有用と考えられる理由は、捜査技術の進歩と外国の制度の2つだけだが、国（捜査機関だけではなく、国民全体という意味の国）と犯人（ないし犯人と疑われている被疑者や被告人）との関係で、何が公正で公平かを考えるべきで、外国の制度は参考にはなっても理由にはならない。また、捜査技術の進歩にしても、DNA型鑑定がどれほど有効なのか、DNA型鑑定だけのために時効制度まで変えるのかという思いがある。時間の経過は重要であり、やみくもに時効を延ばせば、社会が事件を忘れたこ

ろになって昔のことを掘り返すことになるし、何年もたってから「犯人だ」と名指された人の立場に立った場合、アリバイ証人などが亡くなっていて、反論の証拠も示せないまま罰せられることになりかねない。それに、それ相当の期間内に犯人を突き止め処罰するのが国の責任である。期限があるから、それまでの間は力を集中できるし、タイムオーバーになった場合には処罰はあきらめるべきだと思う。

○ 被告人の防御権を大きく損ない、えん罪の危険性が増すおそれがあるため時効のこれ以上の延長や廃止には反対である。

- ・ 捜査機関が検挙する容疑者は、必ず真犯人とはいえないし、また、犯人だとしても、酌むべき情状はないわけでない。これらの事は、刑事裁判において、検察と被告人・弁護人によって証拠を出し合い、真実を明かしていくはずだが、公訴時効の延長・廃止により、事件発生から刑事裁判の開始まで、時間がかかるようになれば証拠は散逸し、検察が不利な証拠を保持し続ける一方、弁護側は容疑者に有利な証拠を提示できなくなる。

- ・ 真犯人でない人の場合、逮捕されたときから、その容疑に対する反証のための行動（証拠の収集等）をしなければならず、圧倒的に不利である。

- ・ 証人の記憶の薄れ、死亡等によって検察官面前調書や警察官面前調書が刑事訴訟法第321条第1項2号及び3号により証拠能力を獲得するのみならず、証明力も高められる可能性があり、被告人の防御権に多大な困難をもたらす。

- ・ 現在においても、検察が全証拠の開示を行わず（実際には不利な証拠のみの開示に限定されており、裁判員制度の下では更に開示範囲が狭まるのが危ぐされている）、下手をすれば、容疑者に有利な証拠を隠滅するような行動が問題とされ、現にえん罪事件も発生しているにもかかわらず、このように時効の延長・廃止が議論のそ上にあがる事には「疑わしきは罰せず」という刑事訴訟の大原則が破壊されるのではないかと深く危ぐする。

- ・ 重大事件であろうと、検察と被疑者・弁護人の双方が証拠にアクセスできる現実的な期間を時効で保障する必要があると考える。

○ 今回の公訴時効見直しの検討は、被害者遺族の声、すなわち、国家社会の立場からなされたものであり、被告人の立場や犯人の立場からなされたものではない。被害者やその遺族の保護は、刑罰権の行使とは別の手続において、被告人や犯人の利益と矛盾することなくなされるべきであって、

公訴時効制度の改正によるべきではない。およそ、刑事手続が、刑罰法令の適用実現とともに個人の基本的な人権の保障をもその目的とするものである以上、被疑者・被告人、犯人の視点を抜きにした立法趣旨はあり得ないし、現時点では改正の立法事実も認められない。

- ・ 国家刑罰権の行使の在り方を犯罪被害者団体の意見で短期間に変えてしまうことは社会の法的安定性の観点からも問題がある。
- 公訴時効完成間近にテレビの報道や志気の高まりにより情報が集まって解決につながることもあり（余りに時効が長いと誰も覚えていない）、時効後に犯人が名乗り出ることによってえん罪が晴れて真相が解決することもあること、予算もそれだけかからないなどの利点が時効制度にはあり、それを捨ててまで改正する必要はない。
- 時の経過とともに証拠が散逸することはあるし、えん罪等を含め、被害を増やさないためにも、時効はあってよい。また、犯人は時効の期間は通常であれば生きた心地がしないであろうから、苦しみを味わっているのではないか。大事な犯罪で処罰できない事例はまれであるということなので、公訴時効期間の延長等も必要ない。
- 処罰感情の希薄化と時の経過による犯人の事実上の状態を尊重することに基づく趣旨は、現在も妥当する。「今から○年前に起こった殺人事件が明日の午前零時で時効を迎えようとしています。」といったニュースをしばしば見たことがあるが、個人的にはそれらの事件を聞いてもよほど大きな事件でない限り「そんな事件はあったらどうか？」といった程度にしか感じられない。また、もし時効直前に犯人が見つかったとしても、長期にわたって犯罪も犯さずに暮らしていたのなら、結果的に社会において正しい生活をしているとも考えられるためである（「犯罪も犯さず」というのは、もし犯罪を犯していれば指紋の採取等によって大元の犯罪にかかわった事実が発覚する場合があると考えられることによる。）。
- 公訴時効が無期限に延長されれば、捜査関係者の捜査に関する熱意の消失（「いつでもいいや・後回し」的な）が危ぐされる。
- マスコミなどの影響で、被害者家族などの側に立って情に流される傾向があるが、個人個人（の事情）で対応していったら、時効制度の利点が失われ、大半の人の利益に反する。大半の人の利益とは、治安の維持であると考えている。日本の治安は現時点であっても、諸外国に誇れるものなので、外国のまねをする必要は全くないと思う。
- 刑事裁判は被害者の復しゅうのための装置ではなく、このような考え方が幅を利かせているのはどうかと思う。人間死んだら終わりなのであり、

この世で決着がつかないと怒りも収まらない。

- 社会における波風（犯罪）も、時がたてば治まるものである。時効の見直しは被害者サイドから強く言われているようだが、経験上、被害者にとっても、時効は一つの区切りになる。いつまでも捜査を続けてほしいと思う被害者ばかりではない。一部の強い意見に振り回されないでほしい。
- 刑事捜査中には様々な負担を被害者遺族が受けるが捜査が長期に及ぶと、その負担は一般市民の想像をはるかに超えるつらさを感じるものであり、公訴時効期間の延長はそのようなつらい時間を増やすだけである。このような状態が続けば、被害者等は日常生活の中で幸福感を享受できないまま過ごすことになり、被害回復もあり得ないので、公訴時効期間はむしろ延長しない方がよい。被害者支援策も進捗している現在では、25年間となった公訴時効期間が経過する段階で、被害者等に制度改正の可否を聞いてその上で判断するべきである。
- 現状以上に公訴時効制度を変えることで、社会的に見た場合に利益よりも不利益の方が多くなると考える。これはいつまでも過去の事件の捜査を行うことで、犯罪の事実を立証しにくくなることに加えて、現在の事件に対して振り分けられる資源が相対的に少なくなってしまうためである。言い換えると大した利益を得られないものに投資を行うことと同様だと思う。世間では被害者への同情の声ばかりが注目され、社会的な利益が注目されることは余りない。しかしこのような場面であるからこそ、今回の改正については慎重な判断をお願いしたい。
- 公訴時効期間を伸長する方向での改正は、警察に相当の負担とならざるを得ず、限られた捜査資源を有効に用いるため、時間の経過による事件ごとの捜査側の合理的裁量による資源配分が一層必要とされ、捜査機関の恣意的運用の余地が出てくることから、個々の事件の被害者等が重大な関心を寄せているにもかかわらず、事件捜査に関する資源の振り分けの不平等性が増すことになる。このような観点から求められるのは、公訴時効期間の延長ではなく、初動捜査を含めた刑事警察の捜査能力の向上である。
- 公訴時効の撤廃については、人権侵害に対して追及を緩めない社会の要請であって、多く的人是は反対しないだろうが、国が原告となる地位を有する刑事裁判でいかに正義を実現しようとも、国が被告となりうる民事裁判で時効の成立を主張できる余地を残したままでは、法治国家としての威厳を保てるとは思えない。民事訴訟で時効の利益を受ける国が、刑事裁判では時効を認めないことに正当性があるとは思えない。
- そもそも加害者が死んでいることが多いのではないか。

- 凶悪・重大事件に関しては、平成16年に既に改正されており、頻繁に改正の必要はない。また、証人の記憶の薄れ、証拠品の完全な保管管理の問題や、捜査員の人員に制限があり、適切な人員配置で捜査を継続することは困難である。時効を延長しても、被疑者が既に死亡や痴ほう状態になり、被疑者を逮捕しても、起訴が困難、起訴して有罪が確定しても刑の執行が困難な場合が十分考えられる。
- 平成16年の改正で、どうなったかその効果や意義を十分観察すべき。まだそれから4年程度しか経過しておらず、当時とそれほど事情が違うとは思えない。刑事司法の根幹にかかわる重要な制度を度々変えるのはおかしい話であり、現時点で公訴時効の見直しについて議論するのは時期尚早である。
  - ・ 平成16年改正以降に発生した凶悪・重大犯罪の検挙率及びその他犯罪の検挙率はどう変化し、その変化の原因として公訴時効の改正が影響していないかや、捜査人員の維持や事件記録や証拠物の保管などの点で捜査機関に生じる負担が具体的にどの程度と見込まれるのかなどの点を検証しないと、将来発生する事件に対して、事件が起こってすぐに徹底した捜査を行うことができず、社会全体にとって不利益となる。改正による効果と弊害の比較衡量を踏まえない改正はあってはならず、公訴時効の改正に伴う効果と弊害の衡量に対して、冷静かつ十分な検証を社会的に広く共有することを望む。
  - ・ 平成16年改正後4年余りで公訴時効制度に手を加えれば、平成16年改正法は一度も適用されないままのものとなる上、平成16年改正が新たな捜査技術の開発等により有力な証拠が得られるようになってきているとして、DNA型情報等にも言及している以上、その点に関する検証が必要である。

## 2 考えられる方策（各方策の利点及び更に検討を要する論点）

### ① 公訴時効の廃止

#### 【賛成の意見】

- 時効は撤廃すべきである〔同意見が多数あるため、理由を下記のとおり列挙する〕。
  - ・ （理由なし。）
  - ・ その他の方策は、利点の根拠が薄い。
  - ・ 公訴時効制度の存在理由には矛盾を感じ、現状には適さず、あるいは、こじつけとしか思えない。罪を犯したら必ず償うべき。

- ・ 処罰されない状態が長く続いていることを考慮するなら、それは減刑によるべき。
- ・ 処罰されない状態が長く続いていることというのは、現在の凶悪事件には当てはまらない。
- ・ 公訴時効制度の趣旨として、犯人は長い逃亡生活により社会的制裁を受けているというような説明は全く納得できない。
- ・ 死刑や無期刑といった重い刑罰が定められている犯罪について、少なくとも、時効期間の設定の中に量刑判断の最大値を加味しなければ、司法判断なくして減刑をするような対処をしているのと同じになってしまうと考えられるので、公訴時効期間は科される刑罰を上回って定められるべき。
- ・ 時効制度は捜査機関など役所側の利益が考慮されたものと思う。
- ・ 時効制度があること自体が警察の怠慢としか思えない。公訴時効制度は、捜査を免責しているにすぎず、なくなれば被害者等のためにもっと真剣に捜査に取り組むようになる。
- ・ 犯人が明らかになった以上、時間の経過にかかわらず処罰できるとすることが、社会の処罰感情の充足及び犯罪の抑止等の観点から妥当である。
- ・ 公訴時効制度を廃止する場合には、制度の趣旨からの当否や整合性は問題にならず、むしろ一貫性があるというべきである。
- ・ 凶悪事件を働いたものを安心させる現行法は不当である。「逃げ得」を助長している。
- ・ 法律を正義に少しでも近づけるためには廃止すべき。日本の法律は余りに人命を軽んじすぎており、人としての尊厳を重んじ、人の命を奪った（り、被害者の肉体に消え去らぬ障害を残した）凶悪・重大犯罪を決して許してはならないことを法律上も宣言すべき。
- ・ 安心・安全な社会の実現は最優先されるべきである。
- ・ 他にどんな良い制度（法律）を作っても時効制度によって駄目にしてしまうため。
- ・ 被害者は加害者が刑罰を受けても被害そのものは消えないのに、加害者は逃げることで刑を逃れられるシステム自体がおかしく、公訴時効制度は、不公平・不平等な制度である。
- ・ 公訴時効制度について、「捜査側が積極的に捜査をすることを停止できる権利」としてのみ捉え直し、「犯人側に与えられる特権」であってはならないと考える。

- 悪いことをしたら必ず罰せられるという共通認識が犯罪を抑止し、国民の生活の安全を高めるものであり、時効をなくせばこの共通認識が強化されるため。犯罪を犯すと逃げ回っている間いつまでも追われることが犯罪抑止、治安維持につながる。
- 「犯した罪」と「(これを追及するための) 手続や捜査資源等のコスト」とは天びんにかけるべきではない。方法論が制度の趣旨をまげてはいけない。
- 被害者等が納得できる制度こそが必要であり、被害者等の感情を最優先した制度こそが一般的な感覚を持った一般人が納得できる制度だといえる。被害者等の立場からすれば、犯人はもちろん、時効制度の存在も許せない。
- 公訴時効は、被害者等が尊厳を保つ上で不可欠な事案の真相解明という要件を制度としてつぶしてしまう。
- (自分が被害者等の立場に立てば) 身内が犯罪に遭った人に時効を許容できる人間は一人もいない。
- 加害者が死ぬまで(被害者等にとって) 時効にはならない。
- 犯罪を犯した人が時効後に安心して生活をしていると思うと腹立たしさを感じるどころであり、いつまでも逮捕の恐怖を抱いて生きていくことが犯罪者の宿命であると思う。
- 確かに、年数が進むに従って証人の記憶や証拠の保管など(証拠の散逸の点で)の問題はあるが、日本の国際化・多様化を前提とすると、性悪説的に考えるべきである。
- 犯人にしても、時効によって自分が犯した罪を刑によって受け入れ向き合う機会を失ってしまう。
- 時効学説の中で、実体法説的説明(処罰感情の希薄化)は、現在の一般人を前提とした処罰感情の強さを考えると説得力がなく、訴訟法的説明(証拠の散逸)は説得力を有するが、捜査技術の進歩により、処罰感情の強さにこたえるだけの力はあるのではないか。
- 証拠の散逸については、DNA型鑑定をはじめとする捜査技術の進歩により解決済み。
- 公訴時効の廃止の方策には、簡明で分かりやすいなど、取りまとめに記載されているような利点がある。
- 取りまとめに記載されている「犯人が生存していない場合でも時効が完成しない」という点は、時効を廃止すれば、時効完成の有無を論ずる必要はなく、単に犯人が生存していないから起訴できないと考え

ればよく、危ぐするに当たらない。

- DNA型鑑定の精度が向上したとしても、第三者を犯人に仕立てようと企てた真犯人が、第三者の髪の毛を持参して犯行に及び、わざとまき散らした、などにより犯人にされてしまうことも考えられ、現場に残された物証が真に事実を現している保証はない。しかし、このようなことは、事前に防止できるものではなく、結局は裁判で議論するしかない。その意味で公正な裁判が求められる。
- 証拠の散逸については、検察官の立証責任があるので、被告人が無罪を証明する必要はないし、長期間経過後の裁判では、物的証拠が信用できるかどうか重要視されるので、証言の困難性を過度に取り上げる必要はないのではないか。過去の証言の様子をビデオで残しておくなども考えられる。
- 時間の経過による証拠の散逸はしっかりとした捜査をすることで対応すべき。加害者の方は（証拠上）不利になったとしても、逃げていたことに対するペナルティの一つとすべきと考える。加害者に意見があるなら早く自首して意見を述べるべき。
- 公訴時効を廃止すれば、犯人に自首を促す効果もあると考える。
- 殺人を平気で行えるような悪人は、時効に至るまで反省して日々罪の意識にさいなまれるなどということはない。捕まる方がばかであるなどと高をくくって平然と日常を暮らしているのが普通であると考えべき。
- 現行の公訴時効期間は短かすぎる。
- 捜査の進展が難しくなっても、指紋、DNA情報等から後年犯人が明らかになることもある。
- 捜査の透明性確保に役立つ。
- 捜査資源に関する懸念については、①専従の捜査班（未解決事件専門の部署）を組織して解決に当たる、②一般からの情報収集のための専用部署、情報網（広報・懸賞金制度）を整備する、③捜査に関する専用プログラムの開発、充実（ITの活用によるコスト削減）、④捜査員の引継ぎを充実させる、などの対策を行って経費面での課題を解決するべきである。
- 例えば、かつての15年の公訴時効期間を捜査集中期間とし、以後は多少縮小して捜査経費の削減を図るなど、時間の経過に併せて縮小したり、捜査本部の解散とともに懸賞金制度や通報制度、定年を迎えた捜査員のボランティア、被害者等との捜査協力の制度を設けるなど

して（将来犯人が見つかった場合再び捜査して処罰する。）、捜査資源の点については克服すべきである。

- ・ 廃止の対象犯罪を限定すれば、捜査資源の適正配分の問題はクリアできるはず。
- ・ 廃止による犯罪の抑止効果を考慮すると、単純に犯罪発生後の捜査資源が増えるともいえないと思う。
- ・ 警察官の数を増やして業務負担を軽くすべき。
- ・ 捜査資源については、各県・各署の連携のまずきの方がよほど問題なのであり、閉鎖的な古い体制をなくせば円滑になり、結局人員も確保できるのではないか。
- ・ 捜査資源の適正配分の問題については、費用対効果を踏まえ再検討すればよい。
- ・ 官僚の天下りをなくせば経費の点などすぐに解決するのではないか。
- ・ 犯人を永久に捜索するのは非現実的であるが、「どう考えても犯人が生きているとは思えない」ところまで捜査は続けるべき。
- ・ 時効の廃止により捜査経費がかかり税金が高くなるとの意見もあるが、自分が被害者等の立場に立てばそのようなことはいえないはずである。
- ・ 国による事情があるが、英米で時効を廃止して予算上大きな問題があるという話は聞かない。
- ・ 現在の公訴時効期間内でも、捜査本部は縮小され、捜査人員は減らされているのだから、このままでも問題ない。
- ・ 警察の能力に限度があるのは仕方のないことであり、犯罪が発生してから解決するまで捜査を永遠に継続しては捜査員が不足するのは不可避であって、そうなれば本来解決されるであろう案件すら解決に至らない危険性までも生じる。したがって、事件に関する捜査の打ち切りに関する時間制限は必要であると思う。
- ・ 捜査を現在の公訴時効期間と同じ時期で打ち切り、人的物的な資源の消費期限を現在と変わらず定めれば、問題は生じない。
- ・ 捜査の打ち切りに当たっては、協議機関を設け、方針を公表するなどしてはどうか。
- ・ 捜査資料の中で記録やデータは電子化が可能であり、物的証拠も25年保管できるならそれ以降も保管は可能であると思われる。
- ・ 廃止した事件の証拠品の保管については、現在の平均寿命から考え

ると、70年くらいは必要ではないか。

- 証拠品は、遺失・毀損なく完全に維持できるように堅ろうな建物に厳重な管理体制で保管して公判に備えるべき。
- 証拠品の保管については、第三者機関を新設しそこに保管することなども考えられる。
- 証拠品については、一定期間がたったら関係各位に返却するなどの措置があつていいのではないか。
- 人員や予算によって捜査に回せる労力に限界があることは確かであることなどから、すべての犯罪類型につき、時効を撤廃するのではなく、処罰感情が一般に高いと思われる生命身体貞操といった回復不可能若しくは困難な法益を侵害する犯罪類型に限り、時効を撤廃若しくは延長することが妥当ではないか。
- 捜査資源の適正な配分や証拠の保管については検討する必要があるが、何とか折り合いをつけるべき。
- 将来DNA型鑑定をしのぐより有効な捜査技術が開発される可能性もある。
- 政教分離の法治国家では、罪に対応する概念は罰ではなく、しよく罪であり、被害者等の法益が侵害されているのに、時効によってしよく罪されないのは不当であり、時効制度は、被害者等とも加害者とも正面から向き合っていない制度である。
- 殺人を犯そうとする者及び、殺人を犯して逃げている者には、公訴時効制度が殺人の実行や逃亡の助けになるとの考えが必ずあると思う。いわば公訴時効制度は殺人者を増やし、逃亡者を増やしているのである。
- （これはかなりうがった見方であるが、）時効後に自首した犯人を殺す遺族が必ず現れる。私ならそうするであろうから。殺人者を増やすような法律は廃止すべきである。
- 例えば世田谷一家殺害事件のような場合、殺人が一定の年月（例えば15年）で罪に問われなくなるというのはおかしい。
- 時効があるのは、重大犯罪に関与している状態を野放しにしているのと同様である。
- 日本の文化においては、被害者の心情やその後の影響などは考慮されることなく、法的に加害者の更生を重点としており、被害者が泣き寝入りする文化でもあると思う。このような状態は民主主義、先進国家では許されることではないと思う。

- 世界の先進国各国で殺人罪に時効がある国は少数であり、時効を廃止しても不合理ではない。
- 今や世界の先進国の多くが時効の廃止を採用している状況で日本がこれを受け入れないのはとても不可解なことであり、外国から見れば日本の警察の怠慢とさえとられかねない。国際協調が必要な今、日本も速やかに時効を廃止し、意義のある協調性を示すことが求められる。
- 時効がなく、証拠があがれば何十年も前の未解決事件が解決するケースが報道されるアメリカのようにしてほしい。
- 英国の公訴時効制度に賛成である。
- 一刻も早く欧米にない世界でもまれな恥ずべき制度はやめてほしい。千葉で殺害された英国人女性の犯人が時効になり、罪に問われないうなどということになれば、日本自体が軽く見られる事にもなると思う。
- 足立区で起きた殺人事件で時効により逮捕できない事件がある。その犯人はテレビの取材に対し、棒を振り回し犬をけしかけ怒鳴りちらすなどしているが、その様子を見る限り、加害者が人を殺した事を悔いているとは思えない。カッとしたり自分の思い通りにならないと殺人を犯すような者が時効を迎えたという理由で逮捕もされず隣に住んでいるのであり、近隣の人々は毎日どんな思いで生活していることか。時効廃止となったらいろいろな問題も出てくることだろうが、少なくとも犯人が分かっているのに逮捕できない事態だけは、これを契機に対策を講ずるべき。
- 殺人事件を起こした犯人が、時効完成後自首した後、開き直って被害者関係者側に一切の謝罪を拒否している趣旨の報道を拝見し、現状の時効制度の矛盾を痛感した。法治国家で再び起こってはいけない。
- 足利事件のように、初期捜査のミスにより別人が犯人とされた場合、えん罪が晴らされるまでには長期間を要し、時効が成立して真犯人は無罪放免となることは明らかであるが、これでは、社会正義は守られず、国民も納得しない。
- 足利事件における被害者遺族の心情を察しても、公訴時効は即時撤廃すべきである。
- ビジネスとして行われる殺人を根絶するための方策として時効を廃止すべき。
- 交通犯罪は、複雑な要因が絡み、その解明に時間を要するケースも少なくないが、一方的に加害者を利する不当捜査の現状を、時効待ち

で事件を闇に葬ることを許して助長しているのが時効制度である。遺族等が必死に時間をかけて目撃者を探するなど真実発見に努めるが、時効制度はこうした捜査協力にも水をさし、真実から遠ざけ、犯罪行為を野放しにすることにつながる。

- ・ 司法関係者が公権力を悪用する犯罪については、公訴時効を廃止することで抑止効果が期待できるから。
  - ・ 今や時効の廃止を訴える声は民主運動ともなっており、それに参加しない国民も時効が廃止されて憤る者はいない。唯一いるとすれば、今も逃走中の犯人くらいのものである。その国民の声に誠意をもって対応することは倫理的な面で当然である。
  - ・ 他の方策は何ら国民に利益をもたらさない。
  - ・ 人の人権を奪った人間に人権はない。
  - ・ 犯罪者に情けは無用である。
  - ・ 日本は犯罪に寛大すぎる。(死刑が決まってから執行されるまで期間がかかりすぎることも影響して、) そのため、事件を簡単に起こして罪の重さを実感することが少なく再犯が多くなる。
  - ・ 人を殺すと死刑になると昔から教わったものであり、時効撤廃が当然である。
  - ・ 平均寿命が80歳を超えている時代である。
  - ・ 総合判断として賛成である。
  - ・ 裁判員制度を導入する上でも時効はなくした方がよい。
- えん罪のおそれ、証拠の散在や保管、必要経費の増加等を考えると、公訴時効の廃止の方策にDNA型情報等により犯人を特定して起訴する制度の要素を取り入れた方策を考えてもらいたい。
- 犯罪行為から長期間が経過して、犯人が生存していないと考えられる場合は、例外として時効完成とする、などを検討していくといい。
- (公訴時効廃止に基本的には賛成であるが) 例えば、40年近くたってから誤って起訴されて、自分が犯人でないことを証明するのはかなり骨が折れるし、恐ろしいことだと思うので、一定以上(例:25年)の期間が経過した事件については、人間の証言だけでなく、DNAやその他の(これから新たに開発されるかもしれない何か)有力な証拠、又は犯人が自首した等の事情がなければ起訴できない、とか、起訴する際には「その起訴が妥当であるかどうか」「証拠に不足はないか」を検討する専門家(弁護士・検察官等)を加えた委員会を通すなどして、えん罪を防ぐ策を講じるといった条件をつけてほしい。

- 捜査資源の配分については、必ず専従捜査員をつけることが義務付けられているわけではないので、有力な証拠が出現するまで捜査を停止することを事実上認め、証拠・記録の保管についても、重要なものを捜査機関の判断で選別した上で、刑事確定訴訟記録法で死刑・無期刑の裁判書の保管期間を100年としていることなどにならない、内部的な規定(必ずしも法律である必要はない)によって、保管期間を100年とするなどの要件を定めればよいのではないか。
- 捜査人員の確保等の問題に対処するため、DNA型情報、指紋、声紋その他の証拠をデータベース化して電子媒体に保管するなどして、いかなる事件の犯人逮捕であっても、瞬時に過去のすべての未解決事件のデータと自動的に照合できるコンピュータ・システムを構築すべきである。
- (公訴時効廃止を前提に) 警察が国民の安全を守る機関である以上、事件の捜査がどのようにやられどのような成果を挙げたかを第三者機関的なものによって検討し、(一定期間ごとに、例えば、1年に1回) 被害者に可能な範囲の説明をすることが必要ではないか。
- 国民の安全を守る任務を持つ警察が、凶悪犯は必ず逮捕するのだという気概を持って当たる気風を警察庁は徹底して持つべきである。
- (撤廃に基本的に反対の立場から) 重大事件の時効を撤廃するのならば、現行法の公訴時効期間を過ぎた事件については、証拠能力に疑問がある場合や、犯人の生活態度など考慮する点がある場合には、裁判官の判断により免訴の言渡しをすることができるようにしたらどうか。
- 被害者等の存在を知らず逃げ続けたり、逃げ続けることによる証拠の散逸も犯人の「罪」であり、時効を撤廃した上で、犯罪発生日から逃亡日を重ねれば重ねるほど罪が重くなるようにすればよい。そうすれば、犯罪者の逃亡を抑制することにもつながる。
- (一部の犯罪の公訴時効を廃止した場合の取扱いとして) ある犯罪をどういう罪名で取り扱ってどの公訴時効期間を適用するかについては、検察官の判断に加えて、被害者等の了解を得るようにすべき。
- 特例として、被害者等がその事件に疲れてしまった・忘れたい場合などは捜査を打ち切ることもできるようにしたらよい。
- 一般的には時効をなくし、事件と犯罪の内容によりその都度時効期間を指定する方法にも一理あると思う。

**【反対の意見】**

- (理由なし。)

- 公訴時効制度を改正する必要がないから。
  - ・ 被害者等が得られる利益と被疑者・被告人が被る防御上の不利益や捜査資源の配分の問題を比較考慮すれば、すべての時効制度に共通する事実状態の継続を前提とする公訴時効制度は、犯罪の種類を問わず、現状のまま維持すべきである。
- 公訴時効制度の存在理由は合理的であり、犯人が明らかになったのに処罰し得ない事態が生ずることもやむを得ない。
  - ・ 被害者等の処罰感情等が簡単にいえないとしても、多くの国民は時の経過により具体的な犯罪事実に対する関心や処罰感情等が薄れていくのが一般である。また、こうした事実状態が継続した場合にはこれを尊重し、被疑者の訴追ができないようにしても、社会秩序の維持という公共の目的に反するわけではない。事実状態を尊重するというのが民事・刑事すべての場合に共通した時効制度の在り方である。
- 一度に廃止まで行くのは難しく、時期尚早であり、ある程度の期間と手順を踏むべきではないか。
- 非現実的である。何百年も続けるのか。
- 公訴時効制度は、戦前の旧刑事訴訟法以前よりある制度であり、実に100年以上存在する制度であって、法の公平性からも廃止しなければならない理由はない。
- 無罪である証拠が散逸してしまった場合のその被疑者・被告人とされる者の防御・立証が困難になる。無罪方向の証拠がなくなれば証拠をねつ造されてえん罪の危険が増す。
- 公訴時効の完成後に真犯人が名乗り出たことにより再審無罪になったえん罪被害者の例もあり、公訴時効の廃止によりえん罪者救済の道を狭める。
- 捜査線に浮かんだ被疑者が無実の場合、公訴時効を廃止すれば、事件が立件されない限り、その者は一生逮捕されるかも知れないという不安を抱えたまま過ごすことになり、安心して暮らすことができない。
- 公訴時効の廃止は、これにより、従前は時効により公訴を提起されることがなかった者が、公訴を提起されることになるが、公訴の提起は、被疑者・被告人にとっては、人権の侵害であり、簡明で分かりやすいことは、被告人の人権を侵害する根拠たり得ない。
- 犯人が高齢により死亡しているのに捜査を続けるという事態が起こりかねない。
- 取りまとめにあるとおり、犯罪から長期間が経過しおよそ犯人が生存

していないと考えられる場合であっても、時効が完成しないというのは制度としておかしい。

- 時効を撤廃したからといって、警察が永続的に捜査し続けるのか疑問である。
- 時効を廃止すると、捜査機関は、犯人が寿命により死亡したと推認できるまで捜査しなければならない。この場合捜査機関の人的資源等を割かなければならず、他の事案の捜査に振り向けることができなくなり、妥当でない。このように、犯人の寿命という区切りで捜査を終了することとするとある意味公訴時効が存在していることと変わらない。
- 例えば殺人事件の遺族の中には、時の経過により事件を忘れることができる状態に至ったにもかかわらず、そのような状態の下での捜査及び公訴等が事件を記憶によみがえらせることになる可能性もあり、一律に廃止することは、遺族に、新たな負担を強いる可能性もある。
- 長期間当初の捜査態勢を維持できるはずもなく、警察に放置される事件が増加する。
- 捜査をいつまでも継続したところで、現在の刑事警察の捜査能力を前提とする限りでは、被害者等が希望する犯人検挙とはかけ離れた結果しか期待できない。
  - ・ 犯人を捕まえられることは恐らく1パーセントもない。
- 捜査体制を維持するだけの税金や費用を現在の厳しい財政事情の中で国は支出を許すのか。永久に支出しつづける意味があるのか。
- 公訴時効を廃止した場合は、証拠品をいつまでも保管しておかなければならず、保管場所や保管費用がかかるので問題である。
- 証人の記憶の薄れ、証拠保管の問題（紛失）が考えられる事や、捜査員の人員にも限度があり、必要十分な人員で継続捜査が困難であるから、廃止には絶対反対である。ただし、例外として外患誘致は、日本の国益、全国民に対する最も重大な犯罪であるので、これのみ時効制度を廃止することには賛成である。
- 30年も前の証拠を見せられても、自分が裁判員としてそれを見ることを考えた場合、物によっては適切に判断できる自信を持ってない。
- 軽犯罪など小さな犯罪まで時効を撤廃しないと不公平であり、時効廃止には反対である。殺人だからといって時効撤廃、軽犯罪といって時効となりあいまいになってしまうのではないか。時効とは、ある一定の年月が人の心を変えていく、若しくは、いやされる期間だと思う。
- 遺族が公訴時効によって無念が晴れないことは真に同情すべきことで

あり、事件の真相を追いかけてみたい気持ちは十分理解できるが、犯人が捕まって刑が確定して服役ないし死刑になったからといって、遺族の処罰感情が満たされたということは聞いたことがない。裏返せば犯人が捕まろうか捕まるまいが、処罰されようがされまいが、死刑になろうがなるまいが、遺族の処罰感情がいやされるとは思えない。そのような中で、たとえ犯した罪が重罪であったとしても、100年後に犯人が存命であったため捕まえた場合に、そのような高齢者を100年前の罪で裁くことが社会正義であるとは到底思えない。

- 遺族が体力的に生活が困難になるほどの年数がたっても裁判を続けていけるのか疑問である。
- 時効という期限を決めてそこに向けて一所懸命走るのが人間の性になう。
- 時効後に真犯人が名乗り出ることもある。
- 時効が完成するような犯罪者は、別件で身柄拘束されていない限り、その後重大犯罪を犯さず生活しているか死亡しているかであり、再犯防止についても目的は達成できていると見ることができる。
- 自分が遺族であれば悔しさは大きいと思うが、逮捕できない犯人を（遺族として）無期限に追いつけることが得策なのかについて違和感を感じる。負のパワーを持ち続けることによる損失が大きすぎる。
- 凶悪事件の増加により捜査の人手が足りない上、事件全部が進行中のため、焦点がさだまらず、事件処理が雑になり、えん罪が増えることにつながる。また、予算や刑務所も不足する。
- 平均寿命からして、例えば、50年、あるいは70年後に真犯人と思われる被疑者を起訴した場合、犯行当時のアリバイ、証人、証拠物、動機等について、例外を除けばすべて書類上で裁判をしなければならず、証拠が散逸して、裁判で証明することができなくなり、えん罪が生じる懸念がある。
  - ・ DNA型情報などの物証も証拠採取方法に誤りがないとも限らない。
- 時効後にも民事責任を認める判決が出ており、公訴時効後の対策としては、民事的に解決すれば足りる。
- スピード違反や信号無視など軽微な犯罪を犯している者はたくさんおり、これらの者は知らず知らずのうちに時効の恩恵を受けている。
- 国家が何かの思惑を持って公判請求時期を決定できるという不安感が残る。

- 社会における波風（犯罪）も、時がたてば治まるものであり、被害者にとっても、時効は一つの区切りになる。
- 法律はその改変には細心の注意が払われるべきである。人間の理性、知力には限界があり、非常に誤りやすく、失敗してばかりなのが人間であるから、時効は、その人間が試行錯誤の積み重ねによって培ってきた英知としての文化、制度であって、自然法ともいうべきであり、これを改変するのはその系たる法体系すべての根幹を揺るがし、下手をすればそれら法律群を砂上の楼閣と化し、一切を骨抜きにしてしまう。たとえ法律を制定する権限をもった立法府といえども、触れてはならない領域である。これを侵してならない。広く法の世界のまともな感覚からいったら、時効という制度を捨て去るなど正気のさたではない。たとえ凶悪犯罪に限ると当初は限定したとしても、これが正当化されればいずれはドミノ式に（軽い犯罪に）倒れてゆく可能性は十分に考慮されるべき。
- 刑罰は犯罪抑止や犯罪者更生のためにある事が国益にかなうのであり、被害者感情を晴らすためにあるべきではない。犯罪者が刑に服したとて被害者感情がいえるとは限らず、時効撤廃する意義は乏しい。時効撤廃しても犯罪抑止効果は期待し得ないが、犯罪者の自首を促す動機付けにはなり得る。その場合、事実関係が解明される機会は増えるが死刑判決はなくなるので、被害者にはつらい結果を招くだろう。
- 憲法75条ただし書についての通説の解釈は、大臣の在任中訴追が行えないことによって、公訴時効が完成することがなく、その期間は時効の進行が停止することを意味する、とのものである。すなわち、公訴時効制度は、その存在を憲法が予定しているのであって、同制度を廃止することは、憲法に反する。

## ② 公訴時効期間の延長

### 【賛成の意見】

- 公訴時効期間の延長に賛成である（理由なし）。
- 犯罪の増加や凶悪化で逃げ得になっており、被害者の権利を尊重することから、時効は延長（又は廃止）すべきである。
- 現在のように公訴時効期間が短くては、被害者等が報われず、加害者を擁護しすぎであり、逃げ得と感ぜられるので、最低10年は時効を延長すべき。
- 刑事責任能力が14歳以上であること、刑の確定による執行を実効たらしめることを考えると、60年から70年程度に延長すればよいと思

う。

- (他の方策の難点を挙げた上で) 時効を現行の25年から30年又は40年に延長したからといって、その期間の区切りに合理性はなく期間を設定するのは合理的説明が必要だが、加害者が死亡していると推定される90年から100年程度を目途に時効期間を延長すべき。
  - ・ 廃止が難しいとしても、このような期間でないと被害者等の納得は得られない。
- 犯人が生存している可能性が少ない犯罪の発生後80年、70年などの廃止に近い期間延長が好ましい。
  - ・ 現在の公訴時効期間と同じ長さの捜査期限を設定し、時間の経過により、捜査は終了するが、終了後新たな事実が明らかになれば犯人逮捕等の対応を行えばよい。
- 最も有効な方法は時効の期限を引き延ばすことであり、例えば殺人なら50年というように、適宜に延長するのが良い。リスクも少なく、国民の要求に応えられる。犯人も人間であれば必ず寿命があり、高齢や病気になればそもそも拘束自体が人権上、不適切になる。したがって、デメリットとされるすべて(の事件)をフォローしない、つまり時効を延長しても取りこぼしがあるというのは当たらないと考えられる。それ以上に期間を延ばせばいいだけである。制度そのものの撤廃さえ上にあがるような昨今、これをネグレクトする合理的な根拠があるとは思えないが、また、時効期間の延長という段階を飛び越えて時効を強行に撤廃しなければならない理由も全くない。
- 4つの見直し案の中では、最も現実的である。
  - ・ 死刑に当たる罪において30年から50年などとしてはどうか。
  - ・ (改正する必要はないとの立場から) 仮に改正するのであれば、延長が望ましい。ただし、凶悪・重大犯罪だけ公訴時効期間を延長するのではなく、他の犯罪と合わせて検討することや延長する場合でも有期の期間とすることが法の均衡からも必要と思われる。
  - ・ 期間の検討に当たっては、被告人の防御権も考慮する必要がある。
- 公訴時効期間を50年にすべき。
  - ・ 現在の25年は遺族の処罰感情から納得できず、科学捜査の進展からして重大犯罪に限定すれば、この程度の期間の証拠保存は難しくないと考えられるから。
  - ・ 8年間くらいの刑事(捜査)時効を新設し、その期間が過ぎれば、捜査本部等を解散すればよい。新たな証言等があった場合、3年間で

目途に再度結成する。これによって、捜査員の士気を高めて休眠事件をなくすことができる。

- 捜査資源の適正配分の観点から、公訴時効期間を40年とすべき。
  - ・ 現在の公訴時効期間と同じ長さの捜査期限を設定し、時間の経過により、捜査は終了するが、終了後新たな事実が明らかになれば犯人逮捕等の対応を行えばよい（この観点からすれば、現在の公訴時効期間を20年から40年程度までは延長してもよいと考える。）。
- 足立区で起きた殺人事件で時効により逮捕できない事件がある。時効廃止となったらいろいろな問題も出てくることだろうが、少なくとも犯人が分かっているのに逮捕できない事態については、これを契機に公訴時効期間を延長するなどの対策を講ずるべき。
- 今やDNA型鑑定や指紋等の証拠があるので犯人が特定できるのなら延長も容認せざるをえないと思う。延長の期間は、5年くらいが相当であり、延長する期間が長いと撤廃と同じになり事務が大変となるので、反対である。
- 時効の廃止に基本的に賛成であるが、事件が余りにも多いとデータや証拠品の保存が十分にできるのかは疑問があるので、被害者側の要望があれば、時効を15年なり20年なり延長できるようにしてはどうか。
- 時効の廃止に基本的に賛成であるが、証拠の保存等に問題があると思われるので、技術的に延長可能な期間を基準に考えてほしい。
- 人員や予算によって捜査に回せる労力に限界があることは確かであることなどから、すべての犯罪類型につき、時効を撤廃するのではなく、処罰感情が一般に高いと思われる生命身体貞操といった回復不可能若しくは困難な法益を侵害する犯罪類型に限り、時効を撤廃若しくは延長することが妥当ではないか。
- 公訴時効の廃止には、捜査資源の適正配分の観点から問題があるが、他方、今のままで犯罪事実がわかったのに処罰できないのも問題があり、また、たまに刑務所から時効完成後に手紙で被害者に犯罪事実を告白して自分だけ楽になろうとする犯罪者もいることなどを考慮すると、（犯人がほとんど死ぬであろう）公訴時効を100年程度に延長したらいいと思う。犯罪者は、死ぬまでおびえて暮らせばいいと思う。なお捜査は今までどおりでよく、今までの時効で捜査は中断して以後は、専用の部署を造り、そこへ事件を回し明らかな犯罪事実が判明した時に処罰したらいいと思う。犯人がわかっていて、指名手配されている時は100年逃げなければならないのなら、死ぬまで逃げなければならないので、自

首してくる人もあるだろう。えん罪に対しては、疑わしきは罰せずを厳密に適用すれば大丈夫だと思う。

- 現行より高めの基準，期間を設定して，内容により期間を延長していく方法もよい。
- 現在の平均寿命から考慮した場合，公訴時効期間は30年くらいが現状では限界ではないか。
- 公訴時効期間を延長した場合，それを実行していく捜査態勢の整備が絶対に必要であり，予算・人員の措置が必要である。
- どうしても時効が撤廃できない場合には，殺人罪の公訴時効期間を（50年から）60年程度にすべきである。
- 時効廃止までの段階的措置として，死刑に当たる罪の公訴時効期間を100年，無期刑に当たる罪の公訴時効期間を80年とすべきである。
- 時効廃止の次に望ましい選択である。
- すべての犯罪の公訴時効期間を現行の2倍とすれば，一定の犯罪の特別扱いなども問題とならないのではないか。
- （凶悪・重大犯罪について時効を廃止することを前提に）重大でない犯罪については時効を延長すべきである。
- （故意行為により人を死亡させた犯罪について時効を廃止することを前提に）強姦・集団強姦については時効を延長すべきである。

#### 【反対の意見】

- 時効の撤廃に賛成であり，撤廃すれば，延長は意味をなさない。
- 公訴時効制度を改正する必要はないから。
  - ・ 平成16年改正で公訴時効期間が延長されたばかりであり，その効果を検証し得ない現段階で再度の延長を行うには，前回の改正で明らかに不十分であったことが示される必要があるが，犯人が明らかになったのに処罰し得ない事態は，現行の公訴時効期間を前提にすると1件しか生じておらず，これも公訴時効制度がなければ判明しなかった可能性が高いこと等からすれば，その必要性は示されていない。
  - ・ 将来的には必要になるかもしれないが，現時点では反対。
- 公訴時効期間を延長しただけでは解決しない問題であると思う。
- 取りまとめに記載されているような利点はあるが，例えば，現在の3倍（75年）などとして事実上廃止と同様の効果を持たせることもできるが，朝令暮改のそしりを免れないし，こそくである上，平成16年改正の現行公訴時効期間では不足であったことを認め，立証しなければならないという困難があり，賛成できない。

- 取りまとめに記載されているように、公訴時効期間について一定の犯罪を特別に取り扱うことの合理性の問題や、犯人が明らかになったのに処罰をし得ないという事態が完全にはなくならないなどの問題がある。
- 中途半端な延長では、実質的な効果がなく、100年などにすると日本の法制度、感覚になじまない。
- 現実的、適当な方策とはいえない。
- どっちつかずの愚策である。
- 従来延長でしかなく、問題を先送りにするだけである。
- 凶悪事件を起こした者に時効延長では不十分である。
- 被害者等にとって、いつか犯人は捕まり公正に処罰は下される時が来るという希望を絶たれることは耐え難く、公訴時効期間の延長の方策に因ることは被害者の尊厳を傷つける。
- 時効期間を大幅に延長する（例えば犯人が生存している可能性のない100年）方策では、そもそも犯人が死亡し訴追の可能性がないにもかかわらず、証拠の散逸、処罰感情の希薄化、事実状態の尊重を時効完成の理由とすることになり、無理がある。
- 公訴時効期間の根拠がない。
- 安易な公訴時効期間の延長には反対であり、どうしても延長するならば、最低以下の点を定めるべきである。①犯人が既に特定され、公開指名手配されていること（この場合、自分が無実なら、すぐに捜査機関に出頭すればよいため）。②DNA型情報等の犯人特定のための厳格なる証拠品が押収されており、これが適切な方法で保全管理され、いつでも再鑑定可能な状態にあること、③②に関して、弁護人の再鑑定申立てに、いつでも応じられること（更に証拠品の鑑定、再鑑定については、その費用は国家がこれを負担すること）。④検察官は、裁判の事前協議の時点から、その保有するすべての証拠について開示すること（弁護人の要求に対して、不見当等という言い訳は通用しないようにすること）。⑤④に関し、弁護人には、これらの証拠類を弁護人が調べるに必要な相当数の時間を付与すること。
- 社会における波風（犯罪）も、時がたてば治まるものであり、被害者にとっても、時効は一つの区切りになる。
- 既に公訴時効期間は十分長い。
  - ・ 被害者から見れば、事件の種類や大きさによって差別されることが問題であり、凶悪・重大犯罪の公訴時効期間を延長するよりも、比較的刑の軽い犯罪の公訴時効期間を延長することを考慮すべきである。

- 誤審防止の観点から、現状より長い公訴時効期間には反対である。
  - ・ 「犯人が明らかになったのに処罰し得ないという事態」を懸念しているが、指名手配されている事件については刑事訴訟法第255条の活用で対処すべきであり、他の2件は自白した事件であるが、自白に頼ること自体が問題であり、処罰し得ない事態になってもやむを得ないというべきである。
- 公訴時効期間を延長する場合、被害者・第三者とでは大きく被害感情が異なるため、言い訳・言い逃れ・推認といった一般人では理解困難な役人判断基準になるおそれがある。特に立法府の国会議員の犯罪行為を助長する。法制度の運用にあたりできる限り恣意的な判断事項は排すべきである。

#### 【その他の意見】

- どの程度延長するかが分からないとはっきりした意見は言えない。
- 今回の凶悪・重大犯罪については既に十分公訴時効期間は長く、改正の必要はないが、経済事犯等では短いので、そこに絞って改正すべきではないか。
- 世田谷一家殺害事件等の過去に生じた殺人事件については、すべて現行の公訴時効期間である25年を適用する特例法を追加で制定してはどうか。
- 法定刑を基準に時効期間を定める体系であったとしても、一定の重大犯罪を別に取り扱うことは国際的には常識であり、その点について殊更に検討は不要である。

### ③ DNA型情報等により被告人を特定して起訴する制度

#### 【賛成の意見】

- 今後導入すべき（理由なし）。
- 賛成であるが、時効撤廃にも賛成なので、意味がないかもしれない。
- 確たる検体と鑑定方法の進歩の条件付きで導入すべき。
  - ・ 警察の取調べ環境も含めて問題があるので、取調べの録音・録画と併せて整備すべき。
- DNA型鑑定が進歩しているので。
  - ・ DNAの型情報というのは完璧ではないものの非常に高精度で信頼性が高いと言われているので。
- 事案ごとの不均衡はやむを得ない。
- DNA型情報による起訴がされた内容を犯罪者（被疑者）に周知する

ために裁判所・インターネット上・公報・一般紙に一定期間掲示する。

- えん罪防止効果が期待できるので、賛成する。
- 証拠保存する情報はDNA型情報に限定するのではなく、殺害の現場検証の詳細な資料をデータ化して残すこと（により起訴できること）が望ましい。なぜなら、捜査期間が過ぎてから、犯人が別件で逮捕され、その後、当該の殺人事件に関与していたことを自供する可能性があり、犯人しか知り得ない状況を語ることも視野に入れるべきだからである。
- 刑事訴訟法上、氏名不詳でも特定できる犯人を起訴できるのであれば、公訴時効を停止するのが現実的である。
- 公訴時効の廃止と併用すればよい。
- 誤った起訴をしてえん罪になったような場合には検察官に刑事罰を科すべきだが、責任を取らせたとしても司法試験合格者はたくさん生まれ、代わりはいくらでもいるので、犯人に近づく証拠がかけらでもあれば即起訴すべきである。
- DNA型鑑定による起訴は、レイプ犯罪が多い特定の外国人もきちんと逮捕できると思うので、是非日本のためにやってくれないと困る。

#### 【反対の意見】

- 反対する（理由なし）。
- 被告人がいない裁判など前代未聞であり、「刑事訴訟手続はおよそ現実に行進しない」ので適当でない。
- 取りまとめに記載されている問題点が妥当する。
- 問題の核心は公訴時効制度であり、改めるなら同制度を改めるべき。
- このような起訴の時効停止効に制限を設けなければ永遠に時効が進行しないことになって廃止を行うに等しく、妥当でない。
- DNA型情報等により被告人を特定して起訴がなされても、証拠の散逸や処罰要求の減弱、行為者の周囲の者の利益保護の要請などは進行していくので、妥当でない。
- 現行法体系を維持しながら、このような特例的取扱いをすることの整合性には大きな疑問が残る。
- こんな事をする裁判員を含む裁判所の事務処理が面倒であり、DNA型情報だけで起訴するというのは無理がある。税金がかかり、とても無駄である。被害者の立場で起訴しようとする制度である。
- 米国で検討されているように、全国民のDNA型情報を誕生時に登録し、データベース化するなどの急進的政策を採れば別論、このような方策を実施するための基盤整備ができておらず、服役中の囚人やすべての

逮捕・検挙者、国家公務員、入国しようとする外国人等のデータを集約して一元管理するシステムを構築することが当面の課題であり、被告人の氏名が不明のまま起訴するというようなバーチャルな公訴手続は時期尚早であり、その後の検討課題である。

- 被告人の弁明もなく起訴することは、被告人の防御権を著しく侵害するものと思われる。
- 個人を特定する情報のない事件の場合との差が生まれてしまう点、DNA型情報等の起訴による捜査体制を維持しながら、一方で、公訴時効を適用する事の整合性につかない点、被告不在の裁判により、原告への説明責任が果たせない点など問題点がある。
- DNAだけでなんでも解決、という短絡的な意見は、その他の証拠の劣化を考慮していない。証言や、DNA情報がどのように採取されたか、また本当に本人のものか、といった鑑定の信頼性の問題もあり、えん罪が生じたりする懸念がある。累積していく証拠品の保管方法も問題になる。
- 現時点で警察庁データベースに登録されているDNA型情報は、MCT118法によるものが多数含まれている。現時点においても、技術的に、被告人を特定するに十分なものではない。
- 同じDNA型情報を持った人間が何人いるかは分からないのであり、また自分自身のDNA型情報を知る人はほとんどいないことを考えると、知らない間に自分が起訴されているということが起きるのであって、このような場合被告人は防御が困難になる。また起訴状の送達を考えると、DNA型の場合は送達は不可能と考えられるが、本人の氏名で特定した場合は起訴状の送達は必要なのに対し、DNA型で特定した場合は送達は不要となるのは、被告人の防御の観点から、整合性が理解できない。
- 犯罪によっては、どのような経緯で付着したのかが重要であり、必ずしも「付着したDNA型情報の主＝犯人」と言えない面がある上、強姦、強制わいせつ等の一部の事件を除き、それだけでは犯人の特定自体困難であるので、この方策は適切でない。
- 強姦事件などの場合、DNA型情報が被告人と一致していたとしても、強姦なのか合意の上の性行為なのかはわからないのであり、長期間経過後にこの点を証明する、あるいは被告人が合意があったことを証明するのは非常に難しいことであり、誤審の防止の観点から、このような制度には反対である。

- 日本の刑事裁判は起訴されれば，99パーセント有罪になるため，DNA型情報等により被告人を特定しての起訴は危険である。
- えん罪が増える危険がある。
  - ・ 例えば事件発生からねつ造された場合にねつ造者が証拠物として真犯人ではない他の者のDNA型情報を現場に作為的に残した場合には難事件になる。DNA型情報の鑑定能力が高度になったこともあり誰にでも人の鑑定資料が入手できる時代になったこともある。他人の資料を入手することが可能であれば悪用される危険があるのでそのようなことが起こらないよう徹底的な議論を重ねて慎重にすべき。
  - ・ 遺伝子操作によって変異させた犯人のDNAを残すことで他人に見せかけるなどということもそう遠くない将来あり得るのではないか。
  - ・ DNA型情報を採取した証拠品の保存等，犯人逮捕後のDNA再鑑定が，時が経過するごとに難しくなる。
  - ・ 起訴ではなく，現行の証拠保全等の他の方法でDNA型情報は生かすべき。
- 科学は万能ではなく，飽くまで判断するのは人である。
- DNA情報を残した犯罪がそれを残さない犯罪より悪質とは一概に言えないし，DNA以外で有力な証拠が出現した場合（自白を含む）に対応できない。
- 例えば足立区の女性教師殺害事件のように，犯罪自体が公訴時効期間内に判明しない事件に対応できない。
- DNA情報がなかった場合のことを考えると妥当でない。
- 時効を止めるためだけの実体を伴わない起訴等手続を明示的に禁止すべきである。
- （DNA型情報による起訴後も捜査を継続することとすると）現在の検察庁の人員では日常業務で手一杯であって，検察庁で記録を保存し，継続捜査することは不可能であり，警察に捜査をさせることになると思うが，現在の警察の陣容でも対応できないのではないか。
- 公訴時効を廃止すればよいので，必要がない。
- これを特出しして議論する理由が不明である。
- 不公平が生じるので必要ない。

#### 【その他の意見】

- （DNA型情報により被告人を特定して起訴する制度を採用するとともに，）事件捜査が集中して行えるように積極的な捜査期間は25年から15年に戻すことも検討すべきである。やみくもに捜査期間を長くし

ても捜査員の士気が落ちたり、日々起きる事件の初動捜査に支障を来すデメリットの方が大きいように思われる。また、(起訴に必要な)各種情報の保存期間は犯人の死亡推定年齢80歳を基準として算出することが好ましい。

- 飛び道具(銃砲など)を使用した犯罪や交通事故などDNA型情報等で被告人を特定することができない犯罪であっても「その行為者」を起訴できるようにしてはどうか。
- 分からない。氏名不詳のまま起訴して裁判に耐えられるのかどうか、不明なことが多く意見が言えない。
- 事件ごとの均衡論より、犯人の逮捕・起訴が優先されるべきであり、反対する理由としては、証拠の質量的不均衡は問題とすべきではないのではないか。
- 犯人特定の情報DNA型情報等のみではないように思う。

#### ④ 検察官の裁判官に対する請求により公訴時効を停止ないし延長させる制度

##### 【賛成の意見】

- 賛成である(理由なし)。
- 時効が撤廃されるまでのつなぎの措置として便利であるし、この制度が導入されていない時代の犯罪に対して適用するのは犯罪者の権利侵害になるかとは思うものの、犯罪者に人並みの人権を与えることに反対なので、賛成である。
- 事件によって無期限に停止してもよい。
- 時効が廃止できない場合の次善の措置として考えられる。もっとも、いつまで時効を停止するかは問題である。
- 延長(停止)の判断時に、捜査の状況等を検証できるようにしておけば、えん罪防止の一助にもなるのではないか。
- 捜査資源の有限性を考慮すべきであるし、他の案だとえん罪事案(例えば、弘前大教授夫人殺し事件)での不都合が考えられるため。検察官が個別に請求をなしうる条件を柔軟に規定すれば、真に時効延長の必要な事案への対処は可能であると考えられる。
- 基本的に反対ではないが、時効停止の判断を慎重に行うため専門家や裁判員経験者を入れて判断することが望ましい。

##### 【反対の意見】

- 反対である(理由なし)。

- 時効が撤廃されれば不要である。
- 検察官が延長請求するのであれば、実質的に公訴時効の廃止を意味するので妥当でない。
- 一つの事案に対しての停止・延長の回数や延べ期間などを制限しなければ、乱用によって、事実上の公訴時効廃止になる可能性がある。
- 取りまとめにも記載されている、法定刑に応じた一律の取扱いを定める現行制度と不整合，不均衡，運用上の不明確性が懸念されるので，反対である。
- 検察の一存に頼るのは中途半端である。被害者等の声が検察に届かない場合も考えられる。
- 同じような犯罪であっても，担当した検察官のさじ加減で時効が停止されたりされなかったりするの，恣意的で不公平である。
  - ・ 被害者に対して，現在の捜査の状況等について情報公開を進めて説明責任を果たさなければ，不公平感をぬぐい去ることはできない。
- 検察官が，時効制度を実質的に変更し得ることになるので，賛成できない。
- 検察官には，既に，起訴便宜主義という裁量権が与えられているところ，これに加えて，公訴時効についての裁量権をも与えることは，公平性を害する。
- 新たな公訴時効制度を定め，「一律の取扱い」を行うべきであり，検察官と裁判官の判断次第で公訴時効が停止されたり延長されるべきではないと考える。
- 検察官は常にきちんと仕事をするという前提の，思考停止した案であるから，論外である。
- 犯罪の軽重によって，この方法による時効停止（延長）ができたりできなかつたりしても不公平である。
- 公訴時効を存続する事件との整合性がとれない。そもそも今回の見直しはDNA型鑑定などの科学技術の進展に伴うものであるはずである。DNA型鑑定によって，犯罪が露見する可能性は飛躍的に増大していると捉えるべきであり，露見していない犯罪をも時効見直しに含めるべきである。
- 時効完成前に，将来の有力な証拠の思わぬ出現を予測することは不可能で，非常に公平性を欠く。
- 有益な証拠が全く得られない事件の場合はお手上げといった状態になり，妥当でない。

- 例えば、失そうしたと思われていた人が実は殺されていた、ということもあり得、25年後に遺体が発見されたような事例に対応できない。
- 誤審の防止の観点から反対である。
  - ・ このような制度は、単に社会全般に、無実の罪で被告人になり、古い事件なので無実の証拠が提出できないというリスクを拡散させるだけである。
  - ・ 現行の25年以上の公訴時効期間に延長することはえん罪防止の観点から、好ましくなく、過去に発生し、15年間の公訴時効期間の事件を25年に延長する方法によるべき。
- そもそもこのような制度は意味不明であり、検察官がすべての事件の時効を停止してしまえば、時効制度自体が意味をなくしてしまう。裁判では、被告人と検察官は平等であるから、これを認めるなら、「被告人が公訴時効期間を短縮する制度」を認めることになる。
- 時効を止めるためだけの実体を伴わない起訴等手続を明示的に禁止すべきである。
- 時効を停止させるとしても、被疑者が逮捕され送検がいつになるか分からない上に、高田事件のように免訴判決が出される可能性があるので、適切でない。
- 不透明な部分が避けられず、公訴時効制度の改正論議からは外すべき。
- 時効停止した事件の記録は警察で保管するのだと思うが、保管責任があいまいになってしまい、実効性に疑問がある。

#### 【その他の意見】

- 取りまとめにも記載されているように、法定刑に応じた一律の取扱いを定める現行制度と不整合などがあり、この方法を一般的に適用するのは問題がある。しかし、事案ごとの不均衡はやむを得ないともいえ、証拠の十分性の要件を明確に定めることができるかは不明だが、今回の法改正において公訴時効廃止対象外となった軽罪であっても、将来どのような事案が発生するかもしれず、検察官の選択肢の1つとしてこの制度があった方がよい。例えば、同一手口の数十回、数百回におよぶ軽罪、執のような脅迫、長年にわたるストーカー行為、国家機密の意図的漏えい、インターネットを悪用したポルノ関連犯罪、サイバーテロ、不法かつ執のような貸金取立てなどが考えられる。したがって、公訴時効の廃止が基本的には妥当であるが、廃止を採用する場合であっても、対象犯罪の態様を具体的に例示するなどして恣意的な請求を防止し、この制度も使用できる余地を残して改正法に織り込むのがベストである。

- （取りまとめの4つの方策は適当でないとの前提に立ちつつ）公訴時効については一定の期間が過ぎた事件においては証拠をきちんと保全，管理（捜査機関とは独立した機関による保管，管理も検討）を行った上でコールドケース（新証言，新情報の裏づけ捜査のみなどに限定して捜査資源を新事件に振り分けられるようにする）にする。つまり積極的な捜査は行わないが時効を適用しないという方策を採ってはどうか。この場合，犯罪の抑止効果も考えられ，同一犯による事件の発生時に容疑者の検挙につながる可能性を維持し続けることができる。また被害者及び遺族の感情面からも真犯人の起訴，判決につながる希望を失わずにすむ。また，たとえ検挙につながらない場合でも新たな犯罪の抑止効果となっていると感じられるならば犯罪被害者の感情に少しでも沿ったものとなると考える。その適用を考える場合，期間の短縮ということもあわせて検討したらどうか。限られた捜査資源を集中的に新たな犯罪に投入することができ，事件の早期解決への可能性が高まると考える。コールドケースを導入する場合，具体的には検察官による裁判官への請求に基づき適用する形などが考えられる（DNA型情報，指紋等の証拠や被害者・遺族の処罰感情，社会へ与えた影響等を総合的に勘案する。）。ただその場合，検察審査会のような組織においてその妥当性が判断できる機会を担保できるようにする。
- 仮に検察官が，裁判所に対して延長や停止の請求をしなかった場合は，検察審査会のような期間による拘束力のない決定が必要ではないか。
- DNA型情報等により被告人を特定して起訴する制度と併用することも考慮すればよいのではないか。
- もっと具体的な内容が示されないと賛否の結論は出せない。

## ⑤ その他

- （時効の廃止には反対であるが，）現在の時効期限を境に罪そのものを免除するのではなく，積極捜査の終了期限として，新たな事件で逮捕された者の余罪調査から，その犯人と認定されれば科刑すればよい。
- 現行の時効制度の基本的な考え方は合理的であるが，時効成立後に，自首がなされた場合や新しい鑑定技術により容疑者を特定できるようになったときが問題であるから，現行の時効成立を「仮の成立」とし，上記のような場合においては，検察側及び被害者側からの要請があればいつでもその決着がつくまで時効は凍結できるものとすればよいのではないか。

- 公訴時効期間が長期にわたることにより、捜査がされない長期未解決事件が増加することのないよう、一定の期間を区切って捜査の中間総括を行い、捜査費用や捜査内容を公開した上、被疑者を逮捕できなかった責任を捜査関係者全員が取るべきである。その上で、捜査を担当し地域を所轄している都道府県単位の警察から警察庁へ移管し、総合的な視野で再捜査をすべきである。
- 比較的刑期が軽いとされている事件の公訴時効はまだ短いという印象が強く、同じ被害者遺族でありながら不条理感を強く感じることが多い。凶悪・重大とされる事件の公訴時効期間は現状で十分な捜査の時間があるが、一方で例えば長期5年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪の事件の捜査期間については現在の3年という期間では不十分という声も多く、このような事件の公訴時効期間こそ見直す必要があるのではないか。
- 年金記録改ざんや官製談合、天下り団体への利益供与などについては、組織風土に根ざす犯罪であり、特に独占組織の担当業務に関する犯罪であるためその事実を把握すること自体が困難である一方で、国民にあきらめ感を植え付け、愛国心とやる気とを奪うもので影響力は甚大であることから、これらにかかわった特別職公務員の公務上の犯罪については公訴時効期間を延長して、25年とすべきである。平成16年改正でも手をつけられておらず、改正の必要はあるものとする。
- 外国人が数多くおり、指紋やDNA型情報の把握が困難な中で、事案の真相を突き止めるのは難しくなっていることなどを踏まえると、事件の概要が判明し、被疑者が特定されている事件と、事件の概要や存在すら判明せず、被疑者も特定されていない事件とは、別個に取り扱うべきであり、後者には公訴時効制度を適用すべきでない。
- 犯罪発生から一定の期間が過ぎた場合、事件に関して警察から資料の提供を受けて、マスコミが全国的に放送すればよいのではないかと。
- 刑事訴訟法第255条では、「犯人が逃げ隠れているため有効に起訴状の謄本の送達若しくは略式命令の告知ができなかつた場合」には、「時効は逃げ隠れている期間その進行を停止する」となっているのであるが、活用されているとは言い難い。犯人の氏名が分かっている場合、この制度を利用し、被告人の所在が分からない場合でも起訴を行い、時効の進行を停止すべきである。このことは、公訴時効の意義である「誤審の防止」の観点からも、氏名が特定された被告人以外に誤審（えん罪）のリスクを拡散させる訳ではなく、また被告人にとっても、自ら逃げ隠れし

ているために不利益を被っているのであり、被告人に自覚があれば無実の証拠の保全も可能であることから、問題はないと考えられる。なお、刑事訴訟法第271条の起訴状が被告人に送達されない場合に起訴はさかのぼって効力を失うということと、時効の停止の関係については整理されるべきである。起訴状不送達の場合でも時効停止の効力は失われないうのが本来の解釈であるべきだと思うが、必要であれば立法で明確化すべきであろう。

- 刑事訴訟法第255条の「犯人が逃げ隠れているため起訴状送達ができない場合の時効の停止」と同じ趣旨で、逮捕状の発行を時効停止事由に加えることも検討すべきである。この方法であれば、「誤審の防止」の観点からも、逮捕状の名宛人以外に誤審（えん罪）のリスクを拡散させる訳ではなく、また逮捕状の名宛人にとっても、自ら逃げ隠れしているために不利益を被っているのであり、逮捕状の名宛人に自覚があれば無実の証拠の保全も可能であることから、問題はないと考えられる。
- 公訴時効完成後、犯人が自ら犯人であることを公言することにより被害者の感情が害されることへの対処として、「公訴時効完成後でも、自ら犯人であることを公言する者には公訴の提起が可能」とする法改正を検討すべきである。公訴時効の意義が「誤審の防止」であることを考えれば、「自ら犯人であることを公言する者」にはそういった保護は必要ないためである。これにより、真犯人は一生うそをつき続けなければならないという心理的な負担が生じるため、被害者の慰めにもなる。ただし、この法改正のために時効完成後の事件について自白の強要が行われてはいけないので、「自ら犯人であることを公言する」とは何かを明確に定義する必要があり、時効完成後の事件については、本件であれ別件であれ取調べ中の発言は「公言」に含めない、検察官、警察官への発言は「公言」に含めない、と定義する必要がある。
- 真犯人でない人が逮捕されたり起訴されたりした場合には、真犯人の時効は止まるようにしないとおかしい。
- 凶悪事件について、足利事件のように、服役中の被告人がえん罪だと分かった時は、その無実の人が服役していた期間の分、公訴時効期間を延長するようにするか、その期間公訴時効が中断するなどの手段を検討するべきである。
- DNA等の有力な証拠が見つからない、又は、今後見つかる可能性がほとんどない事件については、事件発生から一定期間後（例えば25年後）に、当該事件について「時効廃止」か「時効成立」とするかを

検討し、「時効廃止」とした事件については、起訴の際、専門委員会により証拠の過不足チェックをするなどしてえん罪を防ぐための策を講じる。この方策は、事件を公平に扱わないという問題をはらんでいるが、時効廃止によるえん罪の恐れや、職務・経費の増加を考えると、差別化は致し方ないと考える。

- 被害者がいる場合、公訴時効が成立するときには、公訴時効成立の裁判を一般の刑事裁判のような形式で開き、結果として起訴できなかった理由を公開の場で明らかにする審判を大陪審のような形で設けて不起訴処分とする手続を取り、その中で捜査が不十分であったことや、被害者をいたみ、残された遺族を社会全体で支え、地域社会に安全を確保する宣言をしてはどうか。このような区切りをつける事で被害者等への支えとすべきである。
- 時効成立に異議があるかどうか国民投票するという制度も考えられるのではないか。

### 3 対象犯罪の範囲

#### 【見直しの対象範囲に関する意見】

- 殺人などの凶悪・重大な犯罪については対象とすべき（公訴時効廃止・延長，DNA型情報により被告人を特定して起訴する制度の立場から）。
  - ・ 殺人・強盗殺人などを対象にすべき。
  - ・ 裁判員対象事件の範囲と一致させてはどうか。全面撤廃は、捜査資源の適正な配分が不可能となるし、窃盗罪等の軽微な犯罪結果に対しては社会通念上被害者等の処罰感情が緩和されると考えられる。
  - ・ 素人にはよく分からないが、殺人，強姦，組織暴力，公的地位利用などは含まれるべきではないか。
  - ・ 殺人以外では、放火で、家屋財産すべて失ったような場合も対象にしてよいのではないか。
  - ・ 殺人と同等の刑が定められている凶悪・重大犯罪のうちから選別すべき。
- 殺人罪について対象とすべき（公訴時効廃止・延長の立場から）。
  - ・ 殺人罪は人の将来を奪うなど、その責任は重大で非常に重いため。
  - ・ 他方で、強盗，傷害，窃盗，暴行については、金品は戻らないとしても、身体はいずれ回復するため、時効を設けることもやむを得ない。
  - ・ 特に幼児の殺害には厳しい態度で臨むべき。
- 殺人罪のうち、謀殺ないし計画的な殺人犯行と捜査機関が認め、その起

訴を裁判所も認めたものを対象とすべき。

- ・ 重大犯罪であっても、一時の激情や憤怒による傷害致死や殺人は含めるべきでない。
- ・ 認定が捜査機関の恣意にならないようにする必要がある。
- 死刑に当たる罪について対象とすべき（公訴時効廃止の立場から）。
  - ・ 回復不可能な法益侵害に対しては時効を認めるべきではないと考えられるところ、刑法において死刑以上の刑は存在しないのであるから、死刑を想定している行為は社会的に厳罰されるべき行為といえる上、死刑を想定している行為は故意、過失関係なく社会的に厳罰を要求している回復不可能の法益侵害であるため、すべて時効を設けるべきではない。回復不可能の法益侵害をしたにもかかわらず逃亡し、逃げおおせた者は処罰されず、自首により出頭してきたものは処罰されるというのは社会的にも道義的にも均衡がとれない。もともと、実務上弊害が生じるのであれば、実行困難なものを規定しても意味がないので、『凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方について』で示された（殺人について故意がある犯罪といった）範囲でよいと思う。
  - ・ 死刑が法定刑として設けられている重大犯罪に関しては、犯人は判明した段階で処罰できないと、社会一般の処罰感情を充足することはできず、不合理である（少なくとも、被害者の遺族は納得できないであろう。）一方、それ以外の犯罪については、時間の経過による被害感情の軽減や捜査の継続による経済的負担にかんがみて、公訴時効の完成による訴追権の消滅も是認し得ると考えられる。
- 最低殺人罪だと思うが、死刑若しくは無期刑に当たる重大事件は対象とすべき（公訴時効廃止の立場から）。
  - ・ 刑務所に収監した際の費用の面からもこれらは対象とすべき。
- 死刑に当たる罪・無期刑に当たる罪を対象とすべき（DNA型情報等により被告人を特定して起訴する制度及び検察官の裁判官に対する請求により時効を停止（延長する）制度の立場から）。
- A「殺害について故意がある犯罪」までか、Bの「死刑に当たる罪」において、本当に凶悪な場合に30年とか50年とかの時効期間の延長を行うくらいにすべき。時効制度廃止の意見の人は、対象犯罪の範囲が広がったとして、交通事故やスピード違反や一時停止違反とか、交通違反の点数も消えないで一生背負い続け累積してもいいということか（とてもそうは思えない）。
- Bの「死刑に当たる罪」を対象とすべき（公訴時効廃止の立場から）。

- Bの「死刑に当たる罪」とCの「故意の犯罪行為により人を死亡させた罪」を併せた範囲が望ましい。
  - ・ 人を死に至らしめた犯罪を対象とすることが遺族の処罰感情からして必要である。
  - ・ 捜査機関の負担の点を考えると、この範囲が適切である。
- 人の生命を奪う重大犯罪については対象とすべき（公訴時効廃止・延長の立場から）。
  - ・ 遺族・近親者，国民の処罰感情からして，現在の公訴時効を大幅に延長すべきだと思う。
  - ・ 金銭で客観的に価値判断のできる経済的損失（窃盗や毀損など）についての時効制度は納得できるが，生命にかかわる事件については，公訴時効は存在すべきでない。
  - ・ もっとも，業務上過失傷害などについては発生件数が膨大であり，未解決となるものも多数あると思われるので，捜査資源の適正配分の見地からは，含めないこともありうるかもしれない。人の生命を奪うもの以外の犯罪で，処罰感情が強いものとして，強盗や強姦などがあるが，強姦については，被害者が時の経過とともに記憶を風化させようと努力してきたものを，公判で証言してもらおうなどして，フラッシュバックさせてしまうことも考えられるから，一概に大幅に公訴時効を延長すべきとは思われない。
  - ・ 故意・過失を問わず対象とするべき。交通事犯（ひき逃げ）も当然含むべき。
  - ・ 交通事故で死亡した遺族の立場からは，自動車運転過失致死傷罪の刑は軽すぎ，公訴時効期間は短すぎる。
  - ・ 捜査資源の適正配分を踏まえつつ，犯罪被害者の立場等を考慮し，致死罪については，すべて現行の公訴時効期間から10年程度延長してはどうか。
- 最低でも殺人と傷害を対象とすべき（公訴時効廃止の立場から）。
  - ・ 傷害を含ませるのは，女性や子供に対する暴行については厳しい態度で臨むべきだからである。
  - ・ 傷害は重篤なものは含むべき。
- 凶悪・重大犯罪を対象とすべき（公訴時効廃止・延長の立場から）。
  - ・ 重大事犯については公訴時効を廃止し，凶悪・重大でない犯罪についても公訴時効を延長すべき。
  - ・ 無差別テロ的な，不特定多数をねらい，一般市民の平穩を脅かし，恐

- 怖に陥れるような凶悪・重大犯罪については公訴時効を延長すべき。
- ・ 交通事犯は、人の死傷の結果が生じていること、悲嘆に暮れる遺族がいること、後遺症に苦しむ被害者がいることは、殺人罪などの故意犯と全く変わりがなく、交通犯罪に関して公訴時効を撤廃することは、国民の一般感情にも合致する上、交通事犯について科学的捜査を徹底しつつ、十分な初動捜査を行えば証拠の収集に困難はないので、自動車運転過失致死罪など人を死亡させた罪に加え、後遺症の残る傷害事案の自動車運転過失致傷罪も重大犯罪に加えるべき。
- 凶悪・重大犯罪に限らず、すべての犯罪を対象とすべき（公訴時効廃止・延長、DNA型情報等により被告人を特定して起訴する制度の立場から）。
- ・ 犯罪は、必ず罰せなければ犯罪者からみれば犯罪しやすい国となるし、また、軽犯罪を起こさせない抑止力があれば重犯罪の抑止力が比例して大きくなる。
  - ・ 軽い犯罪の場合、被疑者も割に合わないため、逃げ続けるという行動は取らないと思われる。
  - ・ 基本的に犯罪は許さないとの立場を明確にするべき。軽犯罪と重大犯罪を区別する理由がない。
  - ・ 公訴時効制度の見直しの理由が、再犯の抑制効果への期待が最も大きいため。
  - ・ 現行の公訴時効期間をすべて2倍にすればよい。
  - ・ 具体的には、殺人や傷害致死そして連続性のある強盗や詐欺の場合を含むべき。
- 殺人等の重大犯罪については、一刻も早く、すべての犯罪についても早期に対象とすべき（公訴時効廃止の立場から）。
- 懲役刑に当たるものについては対象とすべき（公訴時効廃止の立場から）。
- 拘留・科料に当たる罪のようなごく軽微なもの以外はすべて対象とすべき（公訴時効廃止の立場から）。
- 故意によるもので、被害者を死亡させるか、被害者に一定期間以上肉体的・精神的な苦痛を与える犯罪はすべて対象とすべき。具体的には、殺人、傷害、強姦、ひき逃げ、保護責任者遺棄など。また、一定額以上の被害額の強盗や詐欺なども対象とすべき（公訴時効廃止の立場から）。
- 特に凶悪犯罪や社会的に大きな影響を与えた犯罪、例えば、殺人及び未遂、強盗、強姦などを対象とすべき（公訴時効廃止の立場から）。

- 被害者に何ら落ち度がない，凶悪事犯すべてを対象とすべき。かかる経費は国民が負担すればよい（公訴時効廃止の立場から）。
- すべての犯罪を対象とするのは無理であり，無差別誘拐等，被害者に全く落ち度がない事案に限定して対象とすべき（検察官の裁判官に対する請求による時効の停止（延長）制度の立場から）。
- 被害者がいる重大犯罪を対象とすべき（公訴時効廃止の立場から）。
- 殺人を始め，被害者が重い心身の障害を受けた事件を対象とすべき（公訴時効廃止の立場から）。
- 処罰は社会の処罰感情によるべきで，ほとんどのケースでは被害者の処罰感情がもっとも長く続く。被害者の処罰感情がなくなれば，それは処罰すべき対象ではなくなる。したがって，被害者が存在する犯罪で，かつ被害者が公訴免除の申出を行わなかったものすべてを対象にするべきであるとする（公訴時効廃止の立場から）。
- 殺人，殺人未遂事件，強盗事件，強奪事件，強姦罪，放火事件，その他DNAが残っているものを対象とすべき（公訴時効廃止の立場から）。
- 事件の凶悪性や重大性ではなく，犯人の特定につながる証拠（DNA型情報等）が残り得る事件を対象とすべき（公訴時効廃止の立場から）。
- 殺人，傷害致死，重度の障害が残った傷害罪及び強姦罪を対象とすべき（公訴時効延長の立場から）。
- 殺人，放火（放火により死者が出る場合），強姦の3種類の犯罪と無期の懲役・禁錮に当たる罪，長期15年以上の懲役・禁錮に当たる罪について対象とすべき（公訴時効廃止の立場から）。
  - ・ 上記の3類型は被害者の人格を否定するもので，他の犯罪に増して許し難いと考えため。
- 殺人，放火，テロ犯罪について対象とすべき（公訴時効廃止の立場から）。
- 殺人，放火，強姦，無差別な殺人未遂等を対象とすべき（公訴時効延長の立場から）。
- 殺人，放火，強盗等100万円以上の被害がある犯罪について対象とすべき（公訴時効廃止の立場から）。
- 殺人（未遂を含む），性的暴行事件を対象とすべき（公訴時効廃止の立場から）。性犯罪は，再犯率が高く，犯行が繰り返し行われるため，野放しにできないからである。
- 外患誘致，外患援助，殺人のみを対象とする（公訴時効延長の立場から）。
- 人員や予算によって捜査に回せる労力に限界があることは確かであることなどから，すべての犯罪類型につき，時効を撤廃するのではなく，処罰

感情が一般に高いと思われる生命身体貞操といった回復不可能若しくは困難な法益を侵害する犯罪類型に限り、時効を撤廃若しくは延長することが妥当ではないか（公訴時効廃止・延長の立場から）。

- 殺人・誘拐・強姦事件を対象とすべき（公訴時効廃止の立場から）。
- 殺人・ひき逃げ・強姦事件を対象とすべき（公訴時効廃止の立場から）。
- 殺人・一定額（例えば3000万円）を超える強盗，詐欺，横領は最低限対象とすべき（公訴時効廃止の立場から）。
  - ・ 署名が集まったような場合にはその犯罪も対象とすべき。
- 凶悪犯や，悪質な詐欺罪，産地偽装，振り込み詐欺などを対象とすべき（公訴時効廃止の立場から）。
- 放火・強盗・強姦事件を対象とすべき（公訴時効延長の立場から）。
- 幼児に対する性犯罪は，悪質で，再犯率も高いので，対象とすべき。
- 詐欺罪も対象とすべき（公訴時効廃止の立場から）。
- 詐欺罪については，公訴時効期間を延長すべき。
  - ・ 現行の7年から10年とすべき。
- 名誉毀損罪を含むよう広くすべき。
- 政治テロ，言論・表現の自由を侵しあるいは阻害させようというような犯罪を対象とすべき（公訴時効廃止の立場から）。
- 国家に対する犯罪と国家による犯罪も対象とすべき（公訴時効廃止の立場から）。
- 特別職公務員の公務上の犯罪を対象とすべき（公訴時効延長の立場から）。
- 公務員に対して行われた犯罪を対象とすべき（公訴時効廃止の立場から）。
- 少年犯罪も対象とすべき（公訴時効廃止の立場から）。
- 裁判官等の司法関係者などの犯罪を対象とすべき（公訴時効廃止の立場から）。
  - ・ 裁判官や弁護士等は虚偽，変造調書作成，行使などを平気でやっているが，それら重大な犯罪はこれまで裁かれたことは一度もない。判事はストーカーや性犯罪で処罰された人間は何人かいるが，その他どのような犯罪でも裁かれないから平気で何でもする。
  - ・ 官庁（捜査機関・裁判所）と公務員が，権限と公権力を悪用して，故意に，国民に損害を与えた作為・不作為の犯罪（不法行為）と，自白調書の作成と裁判記録のねつ造・改変・改ざん（虚偽有印公文書作成同行使罪）とは，法治国家の根幹を根底から破壊し，司法を否定し，国民の

側では防ぎようがない犯罪（不法行為）である。

- 痴漢等新聞に載らないような事件も対象にすべき。
  - ・ 痴漢など女性が恥ずかしくて言えなかったり証拠不十分で立件されないまま時効が成立してしまうケースは許せない。
- 痴漢等の軽い犯罪を対象にするのは現実的ではないが、痴漢のような再犯性の高い犯罪で逮捕され、余罪の追及で過去数十年にわたって犯していたことが明らかに立証されるような場合には、現在の時効の範囲を超えて責任を追及できていいのではないか。
- イギリスのように、原則すべての犯罪について公訴時効を廃止し、例外的に軽犯罪のみ時効を残すべき（公訴時効廃止の立場から）。
- 国際刑事裁判所に関するローマ規程において同裁判所の法域内の犯罪とされているものについては、公訴時効が廃止されており、我が国も加盟国であるので、それを参考に対象犯罪を限定してはどうか。

**【特定の犯罪等につき見直すこととすべきでないとする意見】**

- 殺人などの時効は十分に長く、見直す必要はない。仮に、見直しをされるのであれば、むしろ、ずる賢く、発見されにくい、収賄や脱税などの時効をもっと伸ばすことを考えるべきである。最近の報道で、政治資金規正法も時効が短いことを知ったが、こちらの方が不公平である。
- 仮に見直すこととしても、極めて例外的な犯罪にのみ適用させるべきだと思う。基準としては「何の罪もない」「多くの人々を」「殺した、あるいは重度の障害を負わせた」といったものが挙げられる（具体例：地下鉄サリン事件）。このような事件の場合は社会に対して大きな衝撃を与え、また報道等によって事件を知らない者も相対的に少なくなる。そのため、ある程度時間が経過しても社会的な処罰感情が希薄化しにくい場合があるからである。ただし、この場合においても時効の廃止は行わず延長にとどめ、また延長を行う場合には社会的に周知させる必要があると思う（例：インターネットや新聞等で告知すること）。
- 凶悪・重大犯罪の定義はあいまいであり、また、例えば殺人罪一つをとってみても、我が刑法において、その罪質には種々のものがあり、一律に罪名によって対象範囲を画することは、不均衡である。
- 公訴時効の意義が誤審の防止であることを考えると、重罪であるから誤審の可能性が少ないなどとはいえない以上、重罪に限って時効制度を見直すことには反対である。
- 前回見直した重大事件の時効よりもそれ以外の時効を見直すべき。
- （公訴時効制度維持の立場から）すべての犯罪について時効があることを

希望する。

#### 4 現に時効が進行中の事件の取扱い（遡及適用）

##### 【賛成の意見】

- 憲法39条は、実行の時に①適法かどうか及び②処罰の程度が行為者に判断できることを要求しているだけで、文理解釈として時効期間等について規定していないことは明らかである。抵触するという説は憲法39条の『趣旨』というが、『趣旨』だけで拡張解釈して突き詰めていくと、被告人に不利な訴訟法変更はすべて遡及適用が不可能になる。また、常識的に考えても、犯人が実行の時に「自分の行為は適法である」又は「自分の行為は最高でも懲役10年である」という信頼をさかのぼって覆すことは許されないが、「自分の犯罪は25年隠し通せば処罰を免れる」という期待は保護する必要がない。したがって、遡及適用は可能である。
- 公訴時効が廃止された以上、その時点（正確には、改正法施行日）から、該当犯罪に対して、一律に適用しないと効果を十分に期待できないので、既に発生している事件に対しても、遡及的に公訴時効の改正（廃止）の効果を認めるべき。これに対して、憲法39条の遡及適用禁止に反するのではないかとの疑問も生じるが、公訴時効の撤廃は犯罪構成要件を構成するものではないので、遡及効を認めたからといって憲法39条の趣旨に反するとはいえないし、また、公訴時効制度は犯人の利益のために設けられた制度ではないので、遡及適用の是非につき、あえて犯人の利益・不利益を考慮する必要はないと考える。
- 憲法39条の規定は、行為時に適法であったものを事後の法で処罰する事、時効で無罪が確定したものを再度裁く事、一度裁かれた犯罪行為を再度裁く事を、それぞれ禁じているのであって、行為時に犯罪であり、無罪が確定しておらず、一度も裁かれていない犯罪の時効を延長する事には及ばない。また、罪刑法定主義とも関係がない。したがって現に時効が進行中の事件にも遡及適用すべきである。
- 重大な犯罪とそれ以外の犯罪を明確に区分することで被害者感情を中心とした社会的合意を得られやすくなるし、特別な犯罪を犯した者に遡及効を認めないなどということは憲法上の形式的なことであって、遡及適用をしないと実質的な公訴時効廃止の意味が失われるものであり、被害者・社会的感情から許されない。憲法39条の遡及処罰の禁止は、重大犯罪に関する時効制度については犯人に不当にくみするものであり、文言のみで解釈するのではなく、憲法の趣旨等を幅広く解釈することによって、社会の

実情に合わせた解釈が可能であると思われる。したがって遡及適用をすべきである。

- 取りまとめに掲げられた積極説の論拠を支持する。
  - ・ 消極説は憲法の文言どおりに解釈しておらず、許されざる湾曲した解釈である。殺人や重大犯罪を助長する行為であり、異常な解釈というべきである。
- 有罪・無罪を決めるための公訴時効期間についての取扱いの問題であり、実体法上の意味から、公訴時効は常に新法によるべきではなく、軽い法を適用すべきとの見解は理解に苦しむ。
- 刑罰については、社会的混乱若しくは悪用される可能性が否定できないが、公訴時効の見直しについては、その可能性はほぼないのであり、原則として過去の刑事事件も時効見直し対象に含めるべきである。
- 殺人などの凶悪事件の犯人は、その時の法制度を理解し、その制度下で自身が保護されると意識して犯罪を犯したとは思えない。時効が15年だから殺人を犯し、時効がないから殺人を犯さないと考える犯罪者は存在しないだろう。殺人などの凶悪事件に関しては、同じ犯罪を犯しながら、発生の時期で犯罪者への対応が異なる事には違和感を感じる。
- 憲法が国民が平和で安心して生活できるように定められたのであれば、その成立時の理念に照らして、時効で犯罪者を許すことは、その憲法の趣旨に反すると思う。つまり、たとえ成立時に、時効の無効は明文化されていなくとも、国民が平和で安心して生活できるように定められたものならば、その趣旨は既に含まれているものと信ずる。したがって、日本国憲法成立時にまでさかのぼってほしい。
- 犯罪を犯した人はいつまでも十字架を背負って生きていくべきであり、過去の事件も（時効の撤廃対象に）含めるべき。
- 既に時効になったものは仕方がないとしても現在、時効が進行しているという、その犯罪者に対してまで配慮しなければならない理由は見当たらない。
- 今まさに、現行の公訴時効制度の壁に苦しんでいるのは、現在の被害者等であり、この人々をないがしろにして、法改正はありえないと思う。
- 例えば、事件当時はDNA鑑定の技術がなかったためにそのような法律になったわけであり、現在は立証が可能になったのであれば、立証ができるものについては、罪を問うべきである。犯罪者なのだから。犯人が誰であるか分からないような事件は、大抵その犯人は、余罪があったり、被害者と面識がない人物である事が多いため、反省などせず堂々と生活してい

- るので、その期間については、全く配慮する必要はない。
- 過去の殺人も、現在の殺人も、殺人罪に変化はない。憲法は発生時期で殺人犯を区別しているとは思えず、平等に取り扱うべきだ。
    - ・ 遡及適用に消極的な立場に対しては、法律の解釈によって、犯罪が正当化されることをおそれる。
    - ・ 法改正の適用後の対応のみでは国民は納得しない。
  - 罪を償わず逃げている時点で犯罪であり、逃げ得を許すべきではなく、それを示すことによって社会のモラルが保たれるのであるから、時効を撤廃すべきであり、そうした以上、すべてにおいてその法律を適用すべき。
    - ・ 世田谷一家殺害事件の逃げ得など絶対許されない。
  - 犯罪を犯した者の利益より、処罰を与える利益が明らかに優先するといふべきであり、すべての事件に改正後の法律を適用すべき。
  - 公訴時効を逃げ切ることを考えている犯人がいるだけでも腹立たしく、法律が定まったその日から適用すべき。
  - 善は急ぐべきであり、遡及適用すべき。
  - 現在の制度には欠陥があり、そのような制度を法律の遡及適用はないとする一般原則に当てはめるのは無理があるので、今の時点ですべての未解決事件について適用があるとすべき。
  - 考え方は多々あると思うが、どうせ犯人は逃げているのだから、施行時点で時効が成立していないすべての犯罪に適用してはいかがか。
  - 公訴時効の廃止は犯罪の発生を予防するはずであるから、公訴時効制度の見直しが決定（国会で法改正）された時点で、すべての未解決の対象犯罪に適用すべきである。
  - 非常に難しい問題ではあるが、法律が弱き者（この場合被害者）の立場を保護する役割を果たしてくれる事を望む。
  - 平成16年の改正はそもそも欠落があると考えられ、考慮する必要はない。犯罪事実には法整備という時制を考慮することは不要である。
  - できるなら、限りなく遡及されることを望む。
  - 既に公訴時効が完成した事案に対しても、今回の見直しに当たり何らかの検討をしてほしい。
  - 過去の犯罪でも時効をなくすことに賛成。
  - 現に時効が進行中の事件に対しても、改正の効力を及ぼすべき（理由なし）。
  - 程度問題であり、殺人罪については、過去に発生した事件についても、法律の改正を適用すべき。

- 公務員に対して行われた事件については、公訴時効が成立していても、時効を撤廃して厳罰に処すべき。
- 遡及適用を行うとともに、自主的な申告を促すため、現行時効期間内の自首には罪を減刑するなどの措置を併せ講じてはどうか。

**【反対の意見】**

- 事件発生時と事件発覚時で時効の起点を変えるという考え方はこれまでにはなかったはず。警察に悪用されて法をすり抜けられるのではないか。
- 罪刑法定主義に反するものではないが、犯人にとっては重大な利害を有する事項であるから、刑法6条の趣旨にかんがみて、(行為時と裁判時を比べて)有利な方を適用すべきであり、遡及適用すべきではない。
- 刑罰は事前に定められるべきであるが、刑罰を構成する要素として時効も勘案されるはずである。犯罪者の心理を考えれば、犯罪時にあった時効が撤廃されることと、犯罪後に量刑が変動することは同義であり、遡及適用はすべきでない。
  - ・ 世田谷一家殺害事件は余りにも残酷で、鬼畜の所業としか表現のしようがなく、遺族の悲しみ、怒りは筆舌に尽くせるものではない。身を遺族に置き代えた場合、到底耐え得ることはできないと想像するが、冷静に考えるならば、犯人としては当時の法律、すなわち当時の時効の存在を知った上での犯行とすれば、時効の成立によって犯人の処罰が不可能となったとしても、捜査の限界と合わせて時効の効力の問題、いわゆる法制度の適否の結果までをも犯人に負わせようとするがごときはそもそも筋違いであって、現代の法治国家の採るべき方策ではない。事前に許すことのできる条件を示しながら、事後法でこれを撤回し又は変更を加えることによって、処罰しようとするのは野蛮かつ不合理であると言わざるを得ない。
- 時効制度を見直すとしても、処罰されるかされないかというルールを途中で変えることは許されない。
- 知らない間に時効が延長されていたなどとなると、やはり不公平である。法律を知らない人がほとんどであり、分かりやすい方がよい。
- 公訴時効を改正する以前の事件にまで、遡及させるという考え方は、法の安定性を乱すものであり、不利益処分の不遡及の原則等世界的に常識となっている原理、憲法の原則を変更しないということは、幾ら犯罪又は犯罪をした人に直接かかわる事項であろうと、遵守されるべき事柄である。幾ら被害関係者の声が大きいかからと言っても、遡及適用を法制度として採用することは、国家の役目と機能、国家の成り立ちから見ても採用されて

はならない。常識を失念しない国の基本姿勢が必要である。

- 罪刑法定主義の原則から、法律制定後の事件から適用されるべきである。
- 近代法体系においては、言うまでもなく遡及法は認められない。
- 刑事事件は、不利益不遡及や事後法不遡及の原則が一般的であり、また憲法にも定められている。よって、議論するまでもなく、新たな改正は、現在進行中の事件には及ばないとすべきである。
- これまで厳格に運用されてきている問題で、現在時効が進行中の事件に遡及させたら法の厳格性が損なわれる上、最悪の場合、将来的に罪刑法定主義の崩壊につながる可能性も否定できないため、不遡及の原則は死守する必要がある。
  - ・ 一度、遡及処罰を認めるとなると、今後そのような考え方が定着する。そうすると将来他の法律も、前例があることを理由に遡及適用ができることにせざるをえなくなり、国民は自由な生活、行動が難しくなる。なぜなら「当時適法であったからやった」のに「その後違法になったから『適法だったときの行動も』処罰される」ということになりかねないからである。
- 公訴時効制度は時の経過により正しい裁判を行うことが困難になることを防ぐための制度であると考えるので、刑事訴訟法・刑法の理論からは、遡及適用が可能であるとも考えられるが、仮に現に時効が進行中の者についてさかのぼって時効期間を延長するとすれば、人の法的地位を不安定にし、ひいては国民の刑事訴訟への信頼を揺るがすこととなる。したがって、憲法39条の趣旨及び罪刑法定主義の要請をも踏まえ、遡及適用は許されない。
- 関連する判例として、最高裁昭和42年5月19日決定があるが、犯罪後の法律による法定刑の変更があった場合について判示したものであり、公訴時効制度そのものが改正された場合について判断していない。公訴時効制度の存在理由には実体法的な事由も含んでおり、公訴時効制度に関する改正は、実質的には罪刑の内容に変更を加えることになるから、罪刑法定主義の内容をなす遡及処罰の禁止が妥当するし、また、無実の者が捜査機関から一定の嫌疑をかけられ訴追の危険にさらされている場合に、その者について公訴時効が進行している最中に時効期間を延長することはその者の私生活上の平穏という実質的利益を脅かすことになることから、平成16年改正同様、遡及適用を否定すべきである。
- 刑法6条は、文言上、「刑」の変更を要件とするが、同条は憲法39条に由来するのであるから、刑法6条は公訴時効の期間そのものにも準用が

ある。遡及適用は、憲法39条、刑法6条に反する。平成16年改正の際に、附則3条2項において、遡及適用を認めなかったのも、同種の議論の下になされた結論であり、この結論は尊重すべきである。加えて、最高裁判所昭和42年5月19日決定は、犯罪後の法律によって刑の変更があったときは、その軽いものによる、との刑法6条の適用により、軽い刑によって公訴時効期間が定まる旨を判示している。これも同様の趣旨である。

- 被害者感情から言えば、法改正後、遡及適用を願うと思うが、国民が安心して生活できるのは法の遡及適用を受けないからであり、遡及適用の問題は法治国家の根幹にかかわるものである。凶悪・重大犯罪だけ特別にすることは憲法にも抵触することであり、安易に認めることは重大な結果を招く恐れがあるので、法制定後の事件に対する適用であるべき。
- この問題は、法秩序の安定性の観点から重要であり、既に、平成16年の公訴時効制度改正の際、平成17年1月1日以降に発生した事件に対してのみ改正法が適用され、法律を遡及的に適用していないという現実がある。より積極的に、法律の施行の際に犯罪が既に発生しており、現に時効が進行中の事件にも見直し方策の効果を及ぼすこととしたい、という意図は理解できるが、憲法の解釈にかかわる問題を惹起するのであれば、ここは一步譲って、改正法施行後に発生した事件から適用、ということで良いのではないかと考える。その理由は、公訴時効廃止の効果の1つに、新たな凶悪犯罪の抑止が期待され、既に発生してしまった過去の凶悪犯罪に対しては、抑止効果がないからである。
- 軽々しく行うべきではない。
- 制度改正する場合に施行前に発生した事件に適用することはこれまでの各種の制度改正との整合性がなく、絶対反対である。
- 仮に改正を行う場合においても、犯人の不利になるような遡及適用は決して行うべきでない。これを認めた場合、遡及処罰を禁止した憲法の趣旨（簡単に言うと「後出しジャンケン」の禁止）に反していると考えられるためである。また極端な意見だが、これが前例となって遡及処罰を許容する雰囲気形成されることが心配である。
- 憲法39条後段は明文にて、「実行の時に適法であった行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問われない。」と定めている。確かに訴訟法は、実体法ではないが、実体法である刑法の刑罰の実現は、手続法である刑事訴訟法にのっとって行われるので、遡及適用を認めてしまうと、実体法の不遡及の原則が無意味となる。
  - ・ 遡及させるにせよ、どの時点までの遡及が適切かといった問題が生じ

る。場合によっては、平等原則違反になりかねないので、認めるべきではない。

- 公訴時効自体が刑事事件に関するものであるため、さかのぼって適用することは難しい問題であり、時効が完成してしまった事件の遺族からの反発もあるのではないか。
- 今般の検討は、近時の被害者遺族の声を契機としてなされたものであるところ、遡及適用したとしても、これが近時の被害者遺族のかかわる事件に対する効果はない。
- 公訴時効に関する制度変更を遡及適用することは、被害者等にとっても、ランナーがゴールに近づいたと思ったら更に延長して走り続ける事を求められるような意味に受け止められる。被害者にとってみると自ら進んで走り続けるような人はおらず早期に事件解決をする事が何よりも好ましい事は言うまでもない。また、刑事捜査が極めて長期間に至ると、裁判で有罪判決とならない事もしばしばある。被害者等が加害者だと思いこんでいた被告が全く無関係だった時、被害者はその責任感から落胆と同時に自責も感じる事になる。これは二重の被害ともなる。期待感ばかりあおって問題解決できないことになりかねず、被害者等の心情をもてあそぶような制度見直しとなり、大変に危険である。
- 法律的に無理がある。
- 他の法とのバランスから反対である。
- 本来であれば、遡及適用すべきだが、平成16年改正の悪例があるので、それに準ずるのはやむを得ない。
- 遡及して、法律の施行以前の事件にも適用しようとするれば、捜査機関の人的・物的資源の限度を超えるものになると思う。
- 現行のままでよい。

#### 【その他の意見】

- 起算されるのは犯罪の発生時ではなく進行していること。そしてそれはある時点を基準日として考えざるを得ない。

## 5 刑の時効との関係

- 公訴時効が延長又は廃止された場合でも、その後の判決確定後に刑を執行せずに免除することは可能であるし、公訴時効と刑の時効とは時系列的に重なるものではないので、別のものと考えて差し障りないと考える。
- 刑の時効は、あくまでも刑が確定した後の執行における問題であり、犯人を処罰できるかどうかという公訴時効制度の効果とは次元を異にする問

題であって、かつ、刑の時効が完成して刑を執行できないという事態は通常考えられないので、刑の時効を存続させておいても格別不合理とはいえないから、特に刑の時効を改正する必要はない。

- 原則的には、定められた期間をもって、刑の執行が行われるべきである。よって、刑の時効については、見直す必要はない。刑の時効が無期限に延長された場合、司法が判断した合理的な刑罰を越えた不利益を被告にもたらず事となるため、司法の判断が形がい化する。刑の時効については、見直さず、行政に説明責任を果たさせるべきである。
- 著しく、被害者に損害を生じさせない事と、著しく犯罪者が利益を生まない事を前提に考えればよいと思う。
- 刑の時効の趣旨は、一般に、言渡しを受けた刑罰を受けずに一定期間経過することによって、犯罪に対する社会の規範感情も薄れるとともに、行為者側に他の一般の人々と同じような社会関係が形成されていくため、刑を執行することによって、このような事実状態をかく乱することは、社会にとってかえって害をもたらす可能性があるため、現実形成された事実状態を尊重したものなどとされる。このように根拠自体が公訴時効の根拠に連なるものであり、公訴時効期間と刑の時効期間を関連させて考えることは合理的であり、前者に無罪推定原則が適用され、証拠散逸といった趣旨も働くことから、前者の方が短くてしかるべきである。しかし、仮に公訴時効期間の再延長に一定の合理性があるとしても、刑の時効期間を改正すべき必要性は全く示されておらず、連動する面があるからといって、別個の意義を持つ独立した制度を変更すべきことにはならない。むしろ、刑の時効を前提として、公訴時効期間を再延長することの合理性が問われるというべきである。
- 刑の言渡し後、刑の時効が完成するという事態がどれくらい発生しているのか定かでないが、刑の執行がされてこそ社会秩序が保たれると思うので、公訴時効の延長に即した改正が必要だと思う。
- 判断がつかない。もっとも、公訴時効が廃止される犯罪に関しては刑の執行の時効も廃止する方がバランスが取れる感じがするが、判決後の諸事情で、刑の執行を免除できる制度はあっても良いと感じる。
- 取りまとめに掲げられているバランス論から刑の時効の制度も見直すべき。
  - ・ 公訴時効と同じ取扱いにすべきである。
- 公訴時効制度が廃止された場合、刑の時効も廃止されるのが筋というものであり、片方が消滅して片方が残ってる意味がなく、それにより法の下

の平等も崩れると考える。

- 当然のことながら、公訴時効制度と同様（廃止）に扱ってほしい。どんなことがあっても、罪は罪であり、時間によって刑が軽減されることがあってはならない。
- 刑の時効は公訴時効制度に増してなおさら公平ではない。様々な事情から刑の執行ができないことはあり得るだろうが、だからといって刑を免除することは間違いである。
- 公訴時効を見直すのであれば当然刑の時効も見直すべき。
  - ・ 刑の時効については公訴時効を上回る期間を設定すべき。
  - ・ 違法行為は損害賠償責任を負うのであるから、刑の時効だけでなく、民事の時効も関連して見直すべきではないか。
- バランスを考えるならば刑の時効の撤廃も同時に行うべきだが、実際にはこれにより刑が免除されることはほとんどないはずである。刑の時効を同時に議論することで、意図的に議論を複雑化し、肝心の公訴時効について結論を得られなくなることは避けるべき。
- 公訴時効とは別個に切り離して議論すべき。
- 刑の時効については改正の必要性が認められないから、見直す必要はない。
- 刑の時効など当然廃止すべき。以前から不思議に思っていたが、死刑を言い渡された人が、なぜ数十年生き続けているのか。死刑を宣告された場合、その刑に服す事が、一番の反省であり、被害者への供養なのであって、その数十年の間、税金で生活していると思うが、なぜ凶悪犯罪者へそのような税金を投入しないといけないのか理解できない。
- 死刑には反対ではあるが、現在、死刑が決定しながら、その刑が実行されないのはどうかと考えるので、現時点での死刑囚には刑の時効は不要である。
- 刑の執行を行わないことによる執行免除について、執行をしないこと自体国家の怠慢であり、理解できない。
  - ・ 執行しなかった状況を作ったものに責任を求めるべきであり、何もしないこと自体罪である。
  - ・ 当初からえん罪の疑いが濃いような特殊な事件を除いて刑を執行しない理由がない。
  - ・ バランス論以前に（刑を免除することは）被害者感情を無視している。
  - ・ 公訴時効の改廃にかかわらず、廃止すべき。
- 市民の感覚としては、刑の時効の趣旨自体理解できない。裁判所で決定

したすべての刑は的確に執行されるべきであり、刑の時効の廃止は犯罪の発生の予防にもつながるはずであるから、廃止すべき。

- 人を死に至らしめた犯罪について、被害者の立場を考慮すれば、刑の時効も廃止すべき。
- 存在そのものがおかしいので、当然廃止すべき。
  - ・ 存在自体を初めて知り、信じられない思いである。
- 廃止すべき（理由なし）。
- 判決の言渡しがされた後、速やかに刑を執行しなければならないことを明記すること。普通ではあり得ないことが起こるのはえん罪の発生しやすい捜査手法が原因だと判断される。しかし、刑が確定されたことが必要であって、執行されていないことが重要ではない。しかし、事案については確定したことで公訴時効の改正がなされた場合であっても、それ以前の確定された刑について現行の法律が適用される特別条項を考えればいい。
- 仮に判決が出るまで犯人が拘束状態にあるにしても服役に比べて楽であり、刑の軽いものについては拘束の何日かを服役の1日分と、計算すればよい。凶悪犯や悪質な場合は、刑の時効はなくす方がいいかもしれない。この問題については初めてなのでよく分からない点もあるが、判決が確定するまでの期間も服役期間に換算されるのであれば、裁判が長引くほど実際の服役期間が減るわけであるから、その方が少しでも楽ができると、犯人は考えるのではないか。
- 死刑は半年以内に執行しなければならない、と聞いたことがあるが、多くの場合は執行されておらず、この場合でも刑は免除されない。刑が確定したのに執行されない場合でも、その理由にかかわらず免除されるのはいかがなものかと思う。司法制度が正しいとされている以上、刑が確定していれば刑は全うされなければ司法制度そのものの意味がない。
- 事例によっては、被害者等が許しており、再犯可能性がなければ、刑を執行する必要がない場合もあるのではないか。
- 刑に服すべき人が何らかの事情で刑に服していない場合、あり得ることとしては仮釈放中の保護観察中の所在不明か、罰金の未納が多いのではないか。しかし、この二つは方向と問題の所在が違うように思われる。保護観察中の所在不明の場合、刑の進行が止まって以後、時効完成まで国家等に支援や援助を受けることなくひっそりと社会生活を営み続け、そして再犯もなければ、判決と一定の刑の執行とその後の所在不明は判決を受けた者に対して有効に影響を与え、効果があったと見てよいのではないか。国家への経済的負担を大きく軽減をし、かつ、有効になったとなれば、適切

な時期に時効の完成は当然あってよいであろう。時効完成までの期間も、殺人罪など重罪で20年もあれば十分ではないか。罰金刑は換刑処分に対処されて、それでも所在不明というなれば、上記と同様に考えて差し支えないのではないか。

- 特に見直す必要はない。
  - ・ 逃亡者の現在の状況を尊重することが大事である。
  - ・ 判例によれば、刑事施設に継続して留置されている場合には死刑の時効は完成しないとされているので、實際上運用面では、現行規定であっても特に支障はない。
- よく分からない。
- 紛らわしさを避けるため、刑法第31条に、「ただし、刑法上未解決の事故・事件については本条時効の成立を認めず」などと追加し、公訴時効にもその規定を援用すればどうか。
- （刑の時効が導入されていないことを前提）逃亡等により、刑を執行しない場合には、公訴時効と同様に刑にも時効を導入すべきであるが、これまでない制度であるため、幅広く国民的な議論が必要と思われる。ただし、逃亡ではなく、例えば死刑確定囚が、長期間執行されず時効となるような状態があるのも事実であるので、逃亡の場合とは切り離して導入すべきである。

## 6 その他

### 【公訴時効制度の在り方に関連する意見】

- まずはどうしたら犯人を逮捕できるか議論を尽くすことが必要。
- 「凶悪・重大犯罪」の概念自体が不明確すぎる。
- 被害者等の心情を察すると、是非犯人逮捕とそれに対する適切な処罰を希望する。
- DNA型鑑定については、本人個人を特定できるほどのものではないと聞いている。（これを用いると）えん罪が増える。時効制度の改正よりも、責任能力がないとされた人の野放しや裁判員制度にかなりの問題があると思う。
- 最近の裁判は被害者の恨みを晴らす代行をしているように思う。それが公訴時効の見直しにも影響しているのではないか。本当にしなければいけないのは、再発防止であり、犯罪者が犯罪をできない社会にすることである。そのためには被害者にならないために、被害を受けた側にも反省点がないかを検証し、広報することが必要だと思う。特に詐欺事件の場合、被

害者の欲望に問題がある。

- (時効を存続させつつ) 本格的な懸賞金制度を導入してほしい。今よりもっと規模を大きくし、どんな事件でも犯人を見つけたり捕まえたら、幾ら支払われるという感じで、犯罪の度合い、悪質さによって懸賞金を変えた制度があると良い。ある程度の額に設定すれば、犯罪者を捜すのを専門とするような人も出るだろうし、逆に捕まりやすくなるということで犯罪を犯す人が減るかもしれない。
- 事件処理数が増えるので、警察の内部で、通報があったときに動けるよう、一時的継続的に事件処理を止めておけば、金銭的にも問題はないし、犯人に対して時効がないのと同様の効果を得られるのではないか。犯人が分かっているのに時効になるのは問題があると思う。
- 別の事件でDNAを調べたところ、過去に起きた犯人のDNAと一致した場合は、罪に問えるようにすべきで、そのための再捜査も可能な範囲で行えることにすべきである。
- ある罪名であれば公訴時効期間内であるとして起訴したが、認定落ちして免訴判決が下されるような場合、裁判費用も含めて被告人への補償は全く不要である。
- 凶悪事件の犯人が国内で15年あるいは25年逃亡し尽くせるとしたら、それは犯人をかくまう協力者がいなければ不可能だと思う。このような協力者も犯人と同様に厳重に処罰してほしい。
- 民事の時効も撤廃してほしい。
- 民事の時効も見直してほしい。
- 時効が成立した場合の遺族に対する国家賠償は、国の責任として原則としてこれを認めるべきと考える。
- 当時交際していた男性に手錠をされるなどした経験があるが、そのような被害は言い出しにくく、相談しても時効の一言で片付けられたのはショックだった。
- 法務大臣の「予断を持たず、虚心坦懐に理性的に検討を進めたい」との趣旨に沿って、「被害者等の声」「国民一般の正義観念」「関連する事件の実態」を十分に踏まえて検討してもらえらるることと期待する。
- なお、ウェブサイトにおいて、独自に「法務省が時効見直しへ、皆さんはどうすべきだと思いますか」というテーマについて意見を募集し、これに寄せられた意見(計63件)について、取りまとめに掲げた4つの方策に関する賛否を集計するなどして、法務省に提出した団体があった。